



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽こども本の森神戸条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則
[文化スポーツ局文化交流課] 6104
- ▽神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 [都市局企業誘致課] 6105

告 示

- ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の告示事項の一部変更（公益財団法人 神戸新聞厚生事業団）
[行財政局税務部市民税課] 6106
- ▽神戸市立図書館における蔵書点検及び館内整理のための休館日
[文化スポーツ局中央図書館総務課] 6106
- ▽神戸市しあわせの村内施設の利用料金の承認 [福祉局政策課] 6107
- ▽市営住宅の退去者に係る滞納された市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに滞納行政財産目的外使用料収納業務の委託
[建築住宅局住宅管理課] 6113
- ▽埋火葬に関する証明手数料及び神戸市立墓園又は附属施設の使用許可書の書換え又は再交付手数料の徴収及び収納の事務の委託
[健康局斎園管理課] 6114
- ▽港湾施設の供用廃止（六甲アイランド航空貨物上屋他） [港湾局経営課] 6114
- ▽一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託（港島クリーンセンター）
[環境局施設課] 6115
- ▽一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託（西クリーンセンター）
[環境局施設課] 6116
- ▽車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定等 [建設局道路管理課] 6116
- ▽港湾施設の供用開始（材木町広場）
[港湾局経営課] 6117
- ▽利用料金の承認（神戸市立文化センター）
[文化スポーツ局文化交流課] 6117
- ▽港湾施設の供用廃止（六甲アイランド道路（一部））
[港湾局経営課] 6128

- ▽港湾施設の規模の変更（ポートアイランド（第2期）ー12メートルK岸壁背後ふ頭用地その1） [港湾局経営課] 6128
- ▽利用料金の承認（大原山公園及び掖谷公園有料公園施設） [建設局公園部管理課] 6129
- ▽小磯記念美術館の臨時休館日及び臨時開館日 [文化スポーツ局博物館小磯記念美術館] 6130
- ▽神戸ゆかりの美術館の臨時休館日及び臨時開館日
[文化スポーツ局博物館小磯記念美術館] 6130
- ▽神戸市立博物館の臨時休館日・臨時開館日の変更及び開館時間の変更
[文化スポーツ局博物館管理課] 6131
- ▽災害対策基本法による指定福祉避難所に受け入れる被災者等の特定
[福祉局高齢福祉課] 6131
- ▽災害対策基本法による指定福祉避難所の指定制の取消し [福祉局高齢福祉課] 6148
- ▽災害対策基本法による指定福祉避難所の指定制 [福祉局高齢福祉課] 6148
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局東部建設事務所] 6149
- ▽指定納付受託者の指定（神戸市大型ごみ処理手数料） [会計室会計課] 6151
- ▽指定管理者の指定（神戸文化ホール）
[文化スポーツ局文化交流課] 6151
- ▽利用料金の承認（神戸文化ホール）
[文化スポーツ局文化交流課] 6152
- ▽港湾施設の供用開始（六甲アイランドOP上屋） [港湾局経営課] 6159

公 告

- ▽神戸市市民公園条例による市民の森の指定（六甲八幡神社） [建設局公園部計画課] 6160
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（港島クリーンセンター計量等業務） [環境局施設課] 6160
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（西クリーンセンター計量等業務） [環境局施設課] 6161
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区八多町）
[都市局指導課] 6162

▽開発行為に関する工事の完了（西区神出町） [都市局指導課]	6162
▽建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定 [建築住宅局建築指導部建築安全課]	6163
▽建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定 [建築住宅局建築指導部建築安全課]	6163
▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 [建築住宅局建築指導部建築安全課]	6164
▽都市公園の設置（見津が丘公園、木見中央公園、木見東緑地） [建設局公園部管理課]	6164
▽都市公園の区域変更（井吹台谷口公園） [建設局公園部管理課]	6165
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（犬猫等死体処理業務） [環境局業務課]	6165
▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.5.85号東山菊水線） [都市局都市計画課]	6166
▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可にかかる図書の写しの縦覧（3.5.85号東山菊水線） [都市局都市計画課]	6166
▽開発行為に関する工事の完了（北区谷上東町） [都市局指導課]	6167
▽開発行為に関する工事の完了（垂水区学が丘6丁目） [都市局指導課]	6167
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（神戸三田プレミアム・アウトレット） [経済観光局経済政策課]	6168
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（TerrasMa） [経済観光局経済政策課]	6186
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（スーパービバホーム神戸玉津インター店） [経済観光局経済政策課]	6188
▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出（神戸北町複合商業施設） [経済観光局経済政策課]	6190

区 役 所

▽自動車臨時運行許可番号標の失効 [東灘区総務部市民課]	6192
▽行旅死亡人 [北区保健福祉部生活支援課]	6192

水 道 局

▽制限付一般競争入札による契約の締結（水道局オンラインシステム・コンピューター帳票印刷業務） [水道局営業課]	6193
------------------------------------------------------------	------

交 通 局

▽神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程 [交通局経営企画課]	6196
▽路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料についての一部改正 [交通局自動車部市バス運輸サービス課]	6218

教 育 委 員 会

▽神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則 [教育委員会事務局健康教育課]	6222
-----------------------------------------------------	------

人 事 委 員 会

▽労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課]	6224
▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課]	6228
▽神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課]	6238
▽初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課]	6243

保 健 所

▽保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [健康局保健所保健課]	6245
----------------------------------------------	------

規 則

こども本の森神戸条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第48号

こども本の森神戸条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則

こども本の森神戸条例（令和2年12月条例第33号）の施行期日及び同条例附則第2項に規定する供用を開始する日は、いずれも令和4年3月25日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第49号

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
（この規則の失効）	（この規則の失効）
2 この規則は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。	2 この規則は、 <u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第798号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、令和2年2月18日付け神戸市告示第756号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体として指定した法人又は団体より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月14日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20190006	令和2年2月10日 (令和2年1月1日以後 に支出された寄附金)	公益財団法人 神戸新聞厚生事業団 理事長 高梨 柳太郎 神戸市中央区東川崎町一丁目5番7号 神戸情報文化ビル内
変更事項及びその内容		
(1) 代表者の氏名 「理事長 高士 薫」を「理事長 高梨 柳太郎」に改める。		

神戸市告示第819号

神戸市立図書館について、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第2条第1項第3号の規定による蔵書点検のための休館日及び第2条第1項第4号の規定による館内整理のための休館日を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年3月16日

神戸市長 久元喜造

1 蔵書点検のために休館する図書館及び休館日

名称	点検期間
中央図書館	令和4年6月2日（木）から令和4年6月15日（水）まで
東灘図書館	令和4年5月18日（水）から令和4年5月22日（日）まで
灘図書館	令和4年4月13日（水）から令和4年4月17日（日）まで
三宮図書館	
兵庫図書館	令和4年6月1日（水）から令和4年6月5日（日）まで
北図書館	令和4年4月13日（水）から令和4年4月17日（日）まで
北神図書館	令和4年5月25日（水）から令和4年5月29日（日）まで

新長田図書館	令和4年4月6日（水）から令和4年4月10日（日）まで
須磨図書館	令和4年5月25日（水）から令和4年5月29日（日）まで
名谷図書館	令和4年6月9日（木）から令和4年6月13日（月）まで
垂水図書館	令和4年5月18日（水）から令和4年5月22日（日）まで
西図書館	

2 館内整理のために休館する図書館及び休館日

(1) 休館する図書館

中央図書館

(2) 休館日

令和4年6月、10月、12月の第3木曜日

神戸市告示第820号

神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第19条の規定により、総合センターその他の同条例第5条第1項に掲げる施設の指定管理者となったしあわせの村運営共同事業体（代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会）が、同条例第10条第1項の規定により、その収入として収受するしあわせの村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条例第2項の規定により承認をしたので、同条例第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 宿泊利用料

施設	時期	使用者の区分	利用料（1人1泊につき）					
			1人の場合	2人の場合	3人の場合	4人の場合	5人以上の場合	
総合センター	和室 10畳	繁忙期	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	2,500円	2,400円
			市内在住者等以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	2,700円	2,600円
		その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	5,000円	4,800円
			市内在住者等以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	5,500円	5,200円

		繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円			
			その他の者		6,600円	5,200円			
洋室 ツイン	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	—	—	
			市内在住者等 以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	—	—	
		その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	—	—	
			市内在住者等 以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	—	—	
	繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円		—	—	
		その他の者		6,600円	2,600円		—	—	
グル ープ 室	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	—	—	—	2,500円	2,400円	
			市内在住者等 以外の者	—	—	—	2,700円	2,600円	
		その他の者	市内在住者等	—	—	—	5,000円	4,800円	
			市内在住者等 以外の者	—	—	—	5,000円	5,200円	
	繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者		—	—	—	2,600円		
		その他の者		—	—	—	5,200円		
洋室 特別 室	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	7,600円	6,050円	—	—	—	
			市内在住者等 以外の者	8,200円	6,600円	—	—	—	
		その他の者	市内在住者等	15,200円	12,100円	—	—	—	
			市内在住者等 以外の者	16,500円	13,200円	—	—	—	
	繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者	市内在住者等	6,800円	5,500円	—	—	—	
			市内在住者等 以外の者	7,500円	6,050円	—	—	—	
		その他の者	市内在住者等	13,700円	11,000円	—	—	—	
			市内在住者等 以外の者	15,100円	12,100円	—	—	—	
婦人 交流 施設	和室 10畳	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	2,500円	2,400円
				市内在住者等 以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	2,700円	2,600円
		その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	5,000円		
			市内在住者等 以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	5,500円	5,200円	

		繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円				
			その他の者		6,600円	5,200円				
	洋室 ツイン	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,600円	2,800円	2,600円	—	—	
				市内在住者等 以外の者	3,900円	3,100円	2,800円	—	—	
			その他の者	市内在住者等	7,200円	5,700円	5,200円	—	—	
				市内在住者等 以外の者	7,900円	6,200円	5,700円	—	—	
	繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者		3,300円	2,600円		—	—		
		その他の者		6,600円	5,200円		—	—		
	多 目 的 シ ョ ー ト ス テ イ 施 設	和室 8畳	繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,000円	2,400円	2,300円	2,200円	—
					市内在住者等 以外の者	3,300円	2,600円	2,500円	2,400円	—
その他の者				市内在住者等	6,100円	4,800円	4,600円	4,400円	—	
				市内在住者等 以外の者	6,700円	5,200円	5,000円	4,800円	—	
繁忙期 以外の 日			障害者及び高齢者	市内在住者等	2,800円	2,200円	2,100円	2,000円	—	
				市内在住者等 以外の者	3,000円	2,400円	2,300円	2,200円	—	
			その他の者	市内在住者等	5,600円	4,400円	4,200円	4,000円	—	
				市内在住者等 以外の者	6,100円	4,800円	4,600円	4,400円	—	
洋室 ツイン		繁忙期	障害者及び高齢者	市内在住者等	3,000円	2,400円	—	—	—	
				市内在住者等 以外の者	3,300円	2,600円	—	—	—	
			その他の者	市内在住者等	6,100円	4,800円	—	—	—	
				市内在住者等 以外の者	6,700円	5,200円	—	—	—	
		繁忙期 以外の 日	障害者及び高齢者	市内在住者等	2,800円	2,200円	—	—	—	
			その他の者	市内在住者等 以外の者	3,000円	2,400円	—	—	—	
	障害者及び高齢者 その他の者		市内在住者等	5,600円	4,400円	—	—	—		
			市内在住者等 以外の者	6,100円	4,800円	—	—	—		

備考

1 この表において「繁忙期」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 1月3日から7月19日まで及び8月31日から12月30日までの土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日
- (3) 1月1日、同月2日、7月20日から8月30日まで及び12月31日

2 この表において「市内在住者等」とは、市の区域内に住所を有する者、市の区域内の事

務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内の学校に在学する者をいう。

- 3 利用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
- 4 小学生以下の者は、寝具を使用する場合に限り、宿泊者の人数に数えるものとする。ただし、当該者の宿泊利用料の額は、この表に規定する額の50パーセント相当額とする。
- 5 小学校入学（入学とは「入学式以降」をいう）前の者が宿泊する場合の宿泊利用料金は、その親権者等1人に付き1人は無料とし、2人目からは小学生以下の者の額とする。ただし、前出の無料扱いのものが寝具を使用する場合の宿泊利用料金は、小学生以下の者の額とする。
- 6 中学校に入学する者の宿泊については、入学式以降はこの表に定める額とし、入学式の前日までは、小学生以下の者の額とする。
- 7 利用時間の超過は、3時間以内とし、この場合には、時間超過利用料を徴収する。ただし、引き続き2日以上宿泊するときは、到着日及び出発日に限り、時間超過利用料を徴収する。
- 8 時間超過利用料は、超過時間につき休憩利用料を適用する。ただし、総合センターの洋室特別室にあっては、障害者及び高齢者は超過時間につき2、600円を、その他の者は超過時間につき5、200円を時間超過利用料とする。
- 9 団体又は旅行斡旋業者の斡旋する者の宿泊利用料金は、50パーセントを超えない範囲内で指定管理者が定める額を割引することができる。
- 10 団体等との契約により、指定管理者の定める額の割引を設定することができる。
- 11 総合センターのグループ室は、4名以上での使用を原則とする。ただし、市長があらかじめ定める基準に適合すると認められる場合は、この限りでない。

(2) 休憩利用料

施設		利用料（1室3時間以内につき）	
		障害者及び高齢者	その他の者
総合センター	和室10畳	1,900円	3,800円
	和室15畳	1,500円	3,000円
	和室24畳	2,500円	5,000円
	和室27畳	2,700円	5,400円
	和室45畳	4,500円	8,900円
	和室51畳	5,200円	10,400円
	洋室ツイン	1,300円	2,600円
	グループ室	1,900円	3,800円
婦人交流施設	和室10畳	1,900円	3,800円
	和室14畳	1,500円	3,000円
	和室17畳	1,800円	3,500円
	和室31畳	3,200円	6,300円
	和室35畳	3,500円	6,900円
	和室49畳	4,900円	9,800円
	和室52畳	5,200円	10,400円

	和室66畳	6,600円	13,200円
	洋室ツイン	1,300円	2,600円
多目的ショー トステイ施設	和室8畳	1,100円	2,200円
	和室15畳	1,500円	2,900円
	和室20畳	1,900円	3,800円
	和室35畳	3,300円	6,600円
	洋室ツイン	1,100円	2,200円

備考

- 1 使用開始時が午後2時より後の場合の休憩利用料の額は、この表に規定する額の50パーセント増しの額とする。ただし、午後5時まで使用を終了する場合は、この限りでない。
 - 2 3時間を超えて使用する場合は、時間超過利用料を徴収する。
 - 3 時間超過利用料の額は、1時間につきこの表に規定する額の30パーセント相当額とする。ただし、超過時点が午後5時以降の場合は、当該相当額の50パーセント増しの額とする。
 - 4 時間超過利用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げて計算する。
 - 5 1人につき市長が定める額以上の会食を伴う場合の休憩利用料の額は、この表に規定する額(1から4までの適用がある場合は、これらを適用した後の額)の50パーセント相当額とする。
- (3) ホール、会議室、研修室、料理教室、多目的ホール、セミナー室、ワークスペース、カレッジホール、学習室、ゼミ室、美術室、調理実習室、音楽室及びLL学習室(以下「ホール等」という。)の利用料

施設	使用者の区分	利用料(1室につき)							
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前・午後(午前9時から午後5時まで)	午後・夜間(午後1時から午後9時まで)	終日(午前9時から午後9時まで)	時間超過利用料(1時間につき)	
総合センター	ホール	障害者及び高齢者	6,900円	9,300円	6,900円	14,600円	14,600円	19,900円	2,800円
		その他の者	13,800円	18,600円	13,800円	29,100円	29,100円	39,800円	5,600円
	会議室(特別)	障害者及び高齢者	1,800円	2,400円	2,100円	3,600円	3,900円	5,600円	700円
		その他の者	3,500円	4,700円	4,200円	7,200円	7,800円	11,100円	1,400円

	会議室 (大)	障害者 及び高 齢者	1,800円	2,300円	1,800円	3,600円	3,600円	5,000円	900円
		その他 の者	3,600円	4,600円	3,600円	7,200円	7,200円	10,000円	1,800円
	会議室 (小)	障害者 及び高 齢者	700円	800円	700円	1,200円	1,200円	1,700円	300円
		その他 の者	1,300円	1,600円	1,300円	2,400円	2,400円	3,400円	600円
	研修室	障害者 及び高 齢者	1,200円	1,600円	1,200円	2,500円	2,500円	3,500円	400円
		その他 の者	2,400円	3,200円	2,400円	5,000円	5,000円	7,000円	800円
	料理教 室	障害者 及び高 齢者	1,000円	1,400円	1,000円	2,100円	2,100円	2,900円	400円
		その他 の者	2,000円	2,700円	2,000円	4,200円	4,200円	5,700円	700円
婦人交 流施設	多目的 ホ ール	障害者 及び高 齢者	2,800円	3,800円	2,800円	5,800円	5,800円	8,100円	1,200円
		その他 の者	5,600円	7,500円	5,600円	11,600円	11,600円	16,100円	2,300円
	セミナ ー室ワ ークス ペース	障害者 及び高 齢者	1,100円	1,500円	1,100円	2,200円	2,200円	3,100円	600円
		その他 の者	2,100円	3,000円	2,100円	4,400円	4,400円	6,200円	1,200円
多目的シ ョート ステイ 施設	会議室	障害者 及び高 齢者	800円	1,000円	900円	1,500	1,600円	2,100円	300円
		その他 の者	1,500円	2,000円	1,700円	3,000円	3,200円	4,200円	500円
シルバ ー	カレッ ジホー ル	障害者 及び高 齢者	8,100円	10,800円	8,100円	17,100円	17,100円	23,400円	3,200円

カレッジ		その他の者	16,200円	21,600円	16,200円	34,200円	34,200円	46,700円	6,300円
	学習室	障害者及び高齢者	1,200円	1,500円	1,200円	2,400円	2,400円	3,300円	500円
	ゼミ室	その他の者	2,300円	3,000円	2,300円	4,800円	4,800円	6,500円	900円
	美術室 調理実習室	障害者及び高齢者	600円	800円	600円	1,200円	1,200円	1,700円	300円
	音楽室 LL学習室	その他の者	1,200円	1,500円	1,200円	2,400円	2,400円	3,300円	500円
		障害者及び高齢者	2,200円	2,900円	2,200円	4,600円	4,600円	6,300円	900円
		その他の者	4,400円	5,700円	4,400円	9,200円	9,200円	12,500円	1,800円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合の利用料の額は、この表に規定する額に、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収する場合は5倍、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しない場合は3倍を乗じて得た額とする。
- 2 時間超過利用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げて計算する。
- 3 ホール、会議室、研修室、料理教室、多目的ホール、セミナー室、ワークスペースについては午前の利用者に限り午前7時から午前9時まで、夜間の利用者に限り午後9時から午後11時まで利用時間を延長できるものとする。ただし、延長時間に係る利用料金は前項による額とする。

(4) ローンボウルス場の利用料

1リンク1時間以内につき	
障害者及び高齢者	150円
その他の者	300円

2 施行日

令和4年4月1日

神戸市告示第821号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、市営住宅の退去者

に係る滞納家賃及び駐車場滞納使用料並びに滞納行政財産目的外使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
 新国際ビル4階
 弁護士法人ブレインハート法律事務所
 代表社員 菅野 晴隆

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第822号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明手数料及び神戸市立墓園又は附属施設の使用許可書の書換え又は再交付手数料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
 株式会社イノウエ
 代表者 代表取締役 井上 吾郎

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第823号

次の港湾施設は、令和4年3月31日限り、その供用を廃止する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 ふ頭用地

名称	位置	規模
六甲アイランドS-A岸壁背後 ふ頭用地	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	31,891.59平方メートルのうち 30,010.68平方メートル

2 上屋

名称	位置	構造	規模
航空貨物上屋A	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	鉄骨造平家建	7,471.40平方メートル
航空貨物上屋B	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	鉄骨造平家建	3,466.53平方メートル
航空貨物上屋C	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	鉄骨造平家建	2,489.92平方メートル
航空貨物上屋	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	鉄骨造平家建	9,956.12平方メートル

3 事務室

名称	位置	構造	規模
航空貨物上屋事務室	神戸市東灘区 向洋町東4丁目	鉄骨造4階建	10,853.27平方メートル

4 駐車場

名称	位置	規模
航空貨物上屋駐車場	神戸市東灘区向 洋町東4丁目	2,918.19平方メートル

神戸市告示第824号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、一般廃棄物の処分に関し、港島クリーンセンターの手数料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区海岸通4丁目4番5号

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田 城太郎

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第825号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、一般廃棄物の処分に関し、西クリーンセンターの手数料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸兵庫区遠矢浜町五番八号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤定 孝光

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第826号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の路線名及び区間を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	野村明石線	神戸市西区平野町中津881番地先から 神戸市西区平野町印路2618番地先まで
市道	神戸二見線	神戸市西区平野町印路2618番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡922番地先まで

2 指定する期日

令和4年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよ

		ホール		(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時30分から午後9時まで)	後(午前9時から午後5時まで)	間(午後1時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)	使用1時間(1時間未満の端数は、1時間として計算する。以下同じ。)につき	
大ホール		798	650	24,800	33,100	28,900	52,100	55,800	73,800	8,300	
会議室	大	98	48	4,200	5,600	4,900	8,800	9,500	12,500	1,400	
	中	67	30	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000	
	小	56	20	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800	
		49	20	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700	
		44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	
多目的ホール	中	112	60	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600	1人1時間につき150
	小	73	40	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	1人1時間につき150
料理教室		91	36	5,100	6,800	5,900	10,700	11,400	15,100	1,700	
和室		40	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	700	1人1時間につき150
衣服文化室		60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間につき150
				2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	
音楽室		77	25	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
視聴覚室		51	20	2,400	3,200	2,800	5,100	5,400	7,200	800	
美術室		57	24	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900	
陶芸室		64	24	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき150

イ 灘区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合						個人使用の場合		
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)			時間外の使用1時間につき
会議室	大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000	
	中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
		34	14 18	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500	

料理教室	144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700		
美術室	110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき 150	
工芸室	73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時間につき 150	
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500		
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600		
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間(3時間 未満の端数は, 3時 間として計算する。 以下同じ。)につき 450	
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000		
伝承芸能 室	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800		
体育館	全面	530		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バド ミン トン コート										1面 2時間(2時間未満の端数は, 2時間として計算する。以下同じ。) につき 700
	卓球 台										1台 2時間につき 300

ウ 兵庫区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分 から午後 9時まで)	午前・午 後(午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間(午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間外 の使用1 時間につ き		
会議室	大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
	中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900	
	小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
特別会議 室	52	21	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	700		
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200		
講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600		
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1人1時間につき 150	
日曜大工 室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1人1時間につき 150	

服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
音楽練習室	82	40	3,900	5,200	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
体育館	全面	1,086	7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700						
卓球台			1台 2時間につき 300							

エ 北区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分 から午後 9時まで)	午前・午 後(午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間(午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間外 の使用1 時間につ き		
大ホール	756	504	22,800	30,400	26,600	47,800	51,300	67,800	7,600		
会議室	中	48	30	1,000	1,700	2,000	2,400	3,300	3,900	400	
	小	30	15	800	1,500	1,400	2,100	2,700	3,200	300	
多目的ホール	127	70	5,400	7,300	6,400	11,400	12,300	16,200	1,800	1人1時間につき 150	
研修室	45	30	1,000	1,600	2,000	2,400	3,300	4,000	400		
料理教室	60	24	2,500	3,700	3,600	5,500	6,500	8,400	900		
和室	30	15	800	1,500	1,500	2,100	2,700	3,300	300	1人1時間につき 150	
音楽室	68	20	3,200	4,300	3,700	6,700	7,200	9,500	1,100		
トレーニング室	72									1人2時間につき 300	
体育館	競技場	540		4,200	5,000	4,900	8,500	9,000	12,000	1,400	1人2時間につき 150 (児童及び生徒は, 100)
	体育室	240		1,700	2,000	1,900	3,300	3,600	4,900	600	1人2時間につき 300 (児童及び生徒は, 100)

オ 北神区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分 から午後 9時まで)	午前・午 後(午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間(午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間外 の使用1 時間につ き		
大ホール	731	498	22,000	29,400	25,700	46,300	49,600	65,600	7,300		
会議室	1	41	20	1,800	2,300	2,100	3,700	4,000	5,200	600	
	2	35	18	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	
	3	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	4	58	29	2,500	3,300	2,900	5,200	5,600	7,400	800	
	5	39	20	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
多目的ホール	1	131	133	5,600	7,500	6,600	11,800	12,600	16,700	1,900	1人1時間につき 150
	2	66	68	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間につき 150
和室	1	39	19	1,800	2,500	2,100	3,900	4,100	5,500	600	1人1時間につき 150
	2	36	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	1人1時間につき 150
音楽室	1	49	14	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900	800	
	2	40	11	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600	600	
美術室	32	13	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500	1人1時間につき 150	
陶芸室	76	37	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200	1人1時間につき 150	

カ 長田区文化センター

施設			利用料金(単位 円)							
名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分 から午後 9時まで)	午前・午 後(午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間(午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間外 の使用1 時間につ き	
大ホール	580	414	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000	8,300	
会議室	大	384	400	16,500	22,000	19,200	34,600	37,100	49,000	5,500
	中	101	70	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500
		55	30	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800
	小	57	24	2,400	3,300	2,900	5,100	5,500	7,300	800
		36	24	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600	500
		29	18	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400

音楽鑑賞・会議室	36	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	
講習室	70	54	3,300	4,400	3,900	6,900	7,400	9,800	1,100	
	60	42 36 24	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	1人1時間につき 150
美術室	97	45	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	1人1時間につき 150
多目的ホール	76	45	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200	
多目的室	105	48	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	
染色室	86	40	4,100	5,400	4,700	8,500	9,100	12,100	1,400	1人1時間につき 150
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300	
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき 450
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800	
体育館	全面	1,000	7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700						
卓球台			1台 2時間につき 300							
トレーニング室	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間につき 300

キ 須磨区文化センター

施設			利用料金(単位 円)							
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合						個人使用の場合	
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の使用 1時間につき	
大ホール	383	450	16,400	21,900	19,200	34,500	37,000	48,900	5,500	
会議室	中	87	45	3,700	5,000	4,400	7,800	8,400	11,100	1,300
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
		42	16	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600

特別会議室	37	10	1,700	2,300	2,000	3,700	3,900	5,200	600	
料理教室	89	32	5,000	6,600	5,800	10,400	11,200	14,800	1,700	
和室	52	30	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900	1人1時間につき 150
衣服文化室	79	40	3,700	5,000	4,300	7,800	8,400	11,100	1,300	1人1時間につき 150
			3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200	
音楽室	100	30	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600	
美術室	89	45	4,200	5,600	4,900	8,800	9,400	12,500	1,400	1人1時間につき 150
陶芸室	124	32	5,900	7,800	6,800	12,300	13,200	17,400	2,000	1人1時間につき 150

ク 北須磨文化センター

施設			利用料金 (単位 円)									
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の 場合	団体使用の 場合	
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分 から午後 9時まで)	午前・午 後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間利用			
プール									120,000		15歳以上の者(中学生を除く。) 1人1回 600 中学生以下の者 1人1回 300 回数利用券による場合 11回につき 15歳以上の者(中学生を除く。) 6,000 (中学生以下の者 3,000)	20人以上50人未満の団体 個人使用の1割引 50人以上の団体 個人使用の2割引
体育館	全面	690		5,400	7,200	6,300	11,300	12,200	16,100	1時間 1,800		
	半面	345		2,700	3,600	3,150	5,650	6,100	8,050	1時間 900		
	バド ミン トン コート									1面1時 間350		

柔剣道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球台1台 2時間300	1人1時間 250
トレーニング室	112									1人1時間 250 回数利用券による場合 1時間を1回とし11回につき 2,500
大会議室	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800		
中会議室	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200		
小会議室1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800		
小会議室2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600		
小会議室3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600		
小会議室4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100		
小会議室5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100		
和室1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900		
和室2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800		
和室3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800		
特別会議室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300		
料理室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200		
音楽室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200		
美術室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1人1時間 200
陶芸室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1人1時間 200
工芸室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,900	6,200	8,200		1人1時間 200

ケ 垂水区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							個人使用の場合
名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後5 時30分か ら午後9 時まで)	午前・午 後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・夜 間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前9 時から午 後9時ま で)	時間外の 使用1時 間につき	
大ホール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200	

会議室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700	
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600	
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400	
		14	6	600	800	700	1,300	1,400	1,800	200	
講習室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100		
料理教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200		
美術室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1人1時間につき 150	
多目的ホール	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900		
木工工芸室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	
音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200		
体育館	全面	562		4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							
	卓球台			1台 2時間につき 300							
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき 300	

コ 西区文化センター

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合						個人使用の場合		
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後(午前9時から午後5時まで)	午後・夜間(午後1時から午後9時まで)	終日午前9時から午後9時まで)	時間外の使用1時間につき		
大ホール	487	480	20,900	27,900	24,400	43,900	47,000	62,200	7,000		
会議室	大	95	50	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400	
	中	68	30	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000	
		60	30	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	
	小	48	20	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700	
43		20	1,800	2,500	2,200	3,900	4,200	5,500	600		

特別会議室	57	12	2,700	3,600	3,100	5,600	6,100	8,000	900		
多目的ホール	122	70	5,200	7,000	6,100	11,000	11,800	15,600	1,800	1人1時間につき150	
料理教室	116	36	6,500	8,600	7,500	13,600	14,600	19,200	2,200		
和室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,800	6,300	8,300	1,000	1人1時間につき150	
	55	30	2,600	3,500	3,000	5,500	5,800	7,700	900	1人1時間につき150	
衣服文化室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000	1人1時間につき150	
			2,700	3,600	3,200	5,700	6,100	8,000	900		
音楽室	83	25	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300		
視聴覚室	61	20	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000		
美術室	74	30	3,500	4,700	4,100	7,300	7,900	10,400	1,200	1人1時間につき150	
陶芸室	全室	150	40	7,100	9,400	8,300	14,900	15,900	21,100	2,400	1人1時間につき150
	半室	75	20	3,500	4,700	4,100	7,400	8,000	10,500	1,200	

備考

- 1 この表において、「児童」とは小学校に在学する者を、「生徒」とは中学校又は高等学校に在学する者をいう。
- 2 施設を営利目的で使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - ① 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
 - ② 上記以外の営利目的に使用するとき、3倍の額を適用する。
- 3 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 4 北区文化センターの体育館の競技場の利用料金については、競技大会のために使用する場合は上段に掲げる金額を、競技の練習のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 5 兵庫区文化センター及び長田区文化センターの体育館の全面を使用する場合の利用料金については、体育競技に使用するとき、上段に掲げる金額を、体育競技以外の目的のために使用するとき、全面使用を前提とし下段に掲げる金額を適用する。
- 6 長田区文化センターの会議室にあつては大、中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に、中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に、講習室にあつては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館に、和室にあつては面積が81平方メートルのものは本館に、面積が44平方メートルのものは別館に、それぞれ置く。
- 7 時間外の使用1時間あたりの利用料金は、「時間外の使用1時間につき料金」を適用する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 8 北須磨文化センターのプールについて、高齢者（65歳以上）の個人利用にあつては、定期利用料金として下表の金額を適用する。

利用区分	利用料	対 象
プール（個人利用）	3か月定期 8,400円	高齢者（65歳以上）のみ

(2) 北神区文化センターの駐車場の利用料金

1台30分につき100円。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。なお、1台の1日当たりの上限額は、1,000円とする。

(3) 附属設備の利用料金

施設名称	附属設備	利用料
東灘区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	16ミリ映写機	一式1回につき 1,000円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉（20キロワット）	1台1時間につき 600円
灘区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき 1,500円
		本焼1台1回につき 3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき 1,800円
		本焼1台1回につき 3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
コインロッカー	1台1回につき 10円	
兵庫区文化センター	コインロッカー	1台1回につき 10円
北区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	ロッカー	1台1回につき 10円
北神区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき 1,200円
	特殊音響装置	一式1回につき 2,300円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉（15キロワット）	1台1時間につき 500円
長田区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき 1,500円
		本焼1台1回につき 3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき 1,800円
		本焼1台1回につき 3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
コインロッカー	1台1回につき 10円	

須磨区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき	600円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
	電気炉(10キロワット)	1台1時間につき	300円
北須磨文化センター	電気炉	1台1時間につき	300円
垂水区文化センター	15キロワット窯	素焼1台1回につき	1,500円
		本焼1台1回につき	3,000円
	20キロワット窯	素焼1台1回につき	1,800円
		本焼1台1回につき	3,600円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
	コインロッカー	1台1回につき	10円
西区文化センター	特殊照明器具	一式1時間につき	600円
	グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
	電気炉(16キロワット)	1台1時間につき	500円

備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。

施行年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第829号

次の港湾施設のうち、分離帯の供用を令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

道路

名称	位置	延長	幅員
六甲アイランド道路(一部)	神戸市東灘区向洋町東1丁目	419mのうち 187.26m	分離帯 11.3m

神戸市告示第830号

次の港湾施設について、令和4年4月1日から、その規模を改める。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

規模を改める港湾施設

ふ頭用地

名称	位置	規模	
		現行	変更後
ポートアイランド（第2期）-12メートルK岸壁背後ふ頭用地その1	神戸市中央区港島8丁目	23,790㎡	17,833㎡

神戸市告示第831号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第23条の2の規定により、大原山公園（有料公園施設に係る部分に限る。）及び掖谷公園（有料公園施設に係る部分に限る。）（以下これらを「有料公園施設」という。）の指定管理者となった神戸市公園緑化協会・ITCグループ代表者株式会社ITCが、同条例第16条の2第1項の規定により、その収入として収受する有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 有料公園施設（附属設備を除く。）の利用料金の額

種類	都市公園名	区分	利用料金	
テニスコート	大原山公園	土・日・祝	1面1時間	1,200円
	掖谷公園	その他	1面1時間	800円
駐車場	大原山公園 掖谷公園	自動車等	1台1回	0円

備考

- 1 駐車場において、駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなす。
- 2 同条例第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用料金は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1) 営利を目的とする場合

ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の5倍に相当する額

イ 入場料その他これに類する金員を徴収しないとき。この表に定める額の3倍に相当する額

(2) 営利を目的としない場合

ア 運動施設を体育以外の目的で利用するとき。この表に定める額の2倍に相当する額

イ 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の2倍に相当す

る額

3 正規の利用時間以外の時間における有料公園施設の利用に係る利用料金は、この表に定める額（前項の場合においては、同項による額）の1.5倍に相当する額とする。

2 施行日

令和4年4月1日

神戸市告示第832号

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則（令和2年3月31日規則第94号）第2条第2項の規定により、臨時開館日及び臨時休館日を定めたので次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 臨時開館日

令和4年5月6日（金）

令和4年8月12日（金）

令和4年11月4日（金）、24日（木）

令和5年2月24日（金）

令和5年3月22日（水）

2 臨時休館日

令和4年5月31日（火）、

令和4年6月1日（水）から5日（日）、7日（火）から10日（金）まで、

令和4年9月27日（火）から30日（金）まで、

令和4年10月1日（土）、2日（日）、4日（火）から7日（金）まで、

令和4年12月20日（火）から25日（日）まで、27日（火）、28日（水）

神戸市告示第833号

神戸ゆかりの美術館条例施行規則（令和2年3月31日規則第98号）第2条第2項の規定により、臨時開館日及び臨時休館日を定めたので次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 臨時開館日

令和4年5月6日（金）

令和4年8月12日（金）

令和4年11月4日（金）

令和4年11月24日（木）

令和5年2月24日（金）

令和5年3月22日（水）

2 臨時休館日

令和4年4月1日（金）から3日（日）、5日（火）から10日（日）、12日（火）から17日（日）、19日（火）から22日（金）まで、

令和4年6月28日（火）から7月3日（日）、5日（火）から10日（日）、12日（火）から15日（金）まで

令和4年9月27日（火）から10月2日（日）、4日（火）から10日（月）、12日（水）から14日（金）まで。

令和4年12月27日（火）、28日（水）

令和5年1月4日（水）から9日（月）、11日（水）から15日（日）、17日（火）から22日（日）、24日（火）から29日（日）、31日（火）から2月5日（日）、7日（火）から12日（日）、14日（火）から17日（金）まで

令和5年3月28日（火）から31日（金）まで

神戸市告示第834号

神戸市立博物館条例施行規則（昭和57年7月教育委員会規則第8号）第2条第1項4号及び第2項の規定に基づき、令和4年4月1日以降の神戸市立博物館の休館日を、次のとおり変更する。また、同規則第3条第2項の規定に基づき、神戸市立博物館の開館時間及び入場時間を次のとおり変更する。

令和4年3月14日

神戸市長 久元喜造

1 臨時休館日

令和4年5月10日（火）から15日（日）まで、7月9日（土）から15日（金）まで、9月27日（火）から10月14日（金）まで、12月6日（火）から11日（日）まで、令和5年1月21日（土）から27日（金）まで、3月22日（水）から31日（金）までの間（神戸市立博物館条例施行規則第2条第1項の規定に基づく休館日を除く）。

2 臨時開館日

令和4年5月2日。

3 開館時間の変更

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間（神戸市立博物館条例施行規則第2条第1項の規定に基づく休館日及び前項に定める臨時休館日を除く。）開館時間及び入場時間を次に掲げるとおりに変更する。

(1) 午前9時30分から午後5時30分まで（入館時間は午後5時まで）

尚、特別展開催期間中の金曜及び土曜日は、午前9時30分から午後7時30分まで（入館時間は午後7時まで）

神戸市告示第835号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき指定している指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。以下同じ。）について、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項に定める指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定したため、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	受入対象者 (※)	指定緊急 避難場所 との重複
魚崎南地域福祉センター	神戸市東灘区魚崎南町2丁目9番4号	要配慮者	
向洋地域福祉センター	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2	要配慮者	
渦が森地域福祉センター	神戸市東灘区渦森台1丁目2番1号	要配慮者	
本山南地域福祉センター	神戸市東灘区本山南町7丁目1番20号	要配慮者	
浜御影地域福祉センター	神戸市東灘区御影本町6丁目2番14号	要配慮者	
魚崎地域福祉センター	神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番16号	要配慮者	
本山地域福祉センター	神戸市東灘区岡本1丁目7番3号	要配慮者	
本山西地域福祉センター	神戸市東灘区西岡本4丁目8番12号	要配慮者	
本庄地域福祉センター	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号	要配慮者	
青木南地域福祉センター	神戸市東灘区青木4丁目2番20号	要配慮者	
本山東地域福祉センター	神戸市東灘区森南町2丁目8番28号	要配慮者	
六甲アイランド地域福祉センター	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地の6	要配慮者	
福池地域福祉センター	神戸市東灘区本山南町5丁目4番11号	要配慮者	
御影北地域福祉センター	神戸市東灘区御影2丁目28番13号	要配慮者	
住吉地域福祉センター	神戸市東灘区住吉宮町3丁目2番18号	要配慮者	
深江南地域福祉センター	神戸市東灘区深江南町3丁目4番24号	要配慮者	
高羽地域福祉センター	神戸市灘区楠丘町4丁目1番16号	要配慮者	
岩屋地域福祉センター	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番3号	要配慮者	
鶴甲地域福祉センター	神戸市灘区鶴甲2丁目10番1号	要配慮者	
六甲山地域福祉センター	神戸市灘区六甲山町西谷山1878番地の133	要配慮者	
新在家地域福祉センター	神戸市灘区新在家南町3丁目2番25号	要配慮者	
西郷地域福祉センター	神戸市灘区大石北町8番1号	要配慮者	

王子地域福祉センター	神戸市灘区中原通7丁目5番1号	要配慮者	
篠原地域福祉センター	神戸市灘区篠原北町2丁目2番37号	要配慮者	
成徳地域福祉センター	神戸市灘区備後町1丁目3番1号	要配慮者	
稗田地域福祉センター	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号	要配慮者	
摩耶地域福祉センター	神戸市灘区天城通3丁目3番7号	要配慮者	
なぎさ地域福祉センター	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番4号	要配慮者	
灘地域福祉センター	神戸市灘区千旦通1丁目5番2号	要配慮者	
六甲地域福祉センター	神戸市灘区八幡町4丁目8番28号	要配慮者	
雲中地域福祉センター	神戸市中央区旗塚通4丁目4番20号	要配慮者	
東川崎地域福祉センター	神戸市中央区東川崎町5丁目1番1号	要配慮者	
籠池地域福祉センター	神戸市中央区籠池通2丁目1番5号	要配慮者	
小野柄地域福祉センター	神戸市中央区旭通2丁目4番9号	要配慮者	
宮本地域福祉センター	神戸市中央区宮本通3丁目1番5号	要配慮者	
神戸諏訪山地域福祉センター	神戸市中央区北長狭通4丁目9番5号	要配慮者	
下山手地域福祉センター	神戸市中央区北長狭通7丁目3番13号	要配慮者	
若菜地域福祉センター	神戸市中央区神若通2丁目3番7号	要配慮者	
北野地域福祉センター	神戸市中央区中山手通2丁目17番18号	要配慮者	
春日野地域福祉センター	神戸市中央区八雲通1丁目1番7号	要配慮者	
吾妻地域福祉センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番12号	要配慮者	
橘地域福祉センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	要配慮者	
脇の浜地域福祉センター	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番7号	要配慮者	
二宮地域福祉センター	神戸市中央区二宮町3丁目12番1号	要配慮者	
港島地域福祉センター	神戸市中央区港島中町2丁目3番地の3	要配慮者	
山手地域福祉センター	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号	要配慮者	
和田岬地域福祉センター	神戸市兵庫区浜山通1丁目1番5号	要配慮者	
川池地域福祉センター	神戸市兵庫区松本通5丁目2番6号	要配慮者	
湊山地域福祉センター	神戸市兵庫区大同町2丁目2番8号	要配慮者	
ひよどり地域福祉センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の1	要配慮者	
浜山地域福祉センター	神戸市兵庫区御崎町1丁目2番4号	要配慮者	
中道地域福祉センター	神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号	要配慮者	
熊野地域福祉センター	神戸市兵庫区鶴越町1番20号	要配慮者	

菊水地域福祉センター	神戸市兵庫区菊水町2丁目1番2号	要配慮者	
明親地域福祉センター	神戸市兵庫区須佐野通4丁目1番43号	要配慮者	
夢野地区地域福祉センター	神戸市兵庫区湊川町7丁目6番5号	要配慮者	
水木地域福祉センター	神戸市兵庫区駅前通3丁目2番26号	要配慮者	
荒田地域福祉センター	神戸市兵庫区荒田町4丁目17番6号	要配慮者	
兵庫大開地域福祉センター	神戸市兵庫区永沢町4丁目4番28号	要配慮者	
小部地域福祉センター	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目9番9号	要配慮者	
有馬地域福祉センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の3	要配慮者	
花山地域福祉センター	神戸市北区花山東町3番3号	要配慮者	
有野台地域福祉センター	神戸市北区有野台2丁目1番地	要配慮者	
大沢地域福祉センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の1	要配慮者	
泉台地域福祉センター	神戸市北区泉台3丁目13番地の1	要配慮者	
君影地域福祉センター	神戸市北区君影町1丁目2番10号	要配慮者	
小部東地域福祉センター	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目2番6号	要配慮者	
唐櫃地域福祉センター	神戸市北区唐櫃台3丁目27番1号	要配慮者	
鈴蘭台地域福祉センター	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目14番24号	要配慮者	
長尾地域福祉センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の1	要配慮者	
筑紫が丘地域福祉センター	神戸市北区筑紫が丘3丁目2番地の9	要配慮者	
箕谷地域福祉センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号	要配慮者	
淡河地域福祉センター	神戸市北区淡河町萩原323	要配慮者	
南五葉地域福祉センター	神戸市北区南五葉5丁目1番1号	要配慮者	
藤原台地域福祉センター	神戸市北区藤原台中町7丁目14番16号	要配慮者	
有野地域福祉センター	神戸市北区有野中町2丁目20番19号	要配慮者	
桜の宮地域福祉センター	神戸市北区甲栄台2丁目2番20号	要配慮者	
大池地域福祉センター	神戸市北区東大池2丁目3番13号	要配慮者	
道場地域福祉センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の3	要配慮者	
八多地域福祉センター	神戸市北区八多町附物393番地の1	要配慮者	
北五葉地域福祉センター	神戸市北区北五葉3丁目7番1号	要配慮者	

有野台第2地域福祉センター	神戸市北区有野台6丁目22番地の1	要配慮者	
山田地域福祉センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の3	要配慮者	
ひよどり台地域福祉センター	神戸市北区ひよどり台3丁目8番地	要配慮者	
星和台鳴子地域福祉センター	神戸市北区鳴子2丁目11番地の1	要配慮者	
鹿の子台地域福祉センター	神戸市北区鹿の子台北町6丁目34番3号	要配慮者	
上淡河地域福祉センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の2	要配慮者	
広陵地域福祉センター	神戸市北区小倉台2丁目15番地の3	要配慮者	
谷上地域福祉センター	神戸市北区谷上西町7番3号	要配慮者	
大原桂木地域福祉センター	神戸市北区大原3丁目21番地	要配慮者	
甲緑地域福祉センター	神戸市北区緑町2丁目7番28号	要配慮者	
西山地域福祉センター	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3	要配慮者	
箕谷地域福祉センター分館	神戸市北区日の峰1丁目19番地	要配慮者	
重池地域福祉センター	神戸市長田区重池町2丁目3番5号	要配慮者	
高取山地域福祉センター	神戸市長田区高取山町1丁目2番3号	要配慮者	
みずが地域福祉センター	神戸市長田区御蔵通4-204-13	要配慮者	
志里池地域福祉センター	神戸市長田区東尻池町1丁目14番4号	要配慮者	
大日丘地域福祉センター	神戸市長田区大日丘町3丁目8番10号	要配慮者	
宮川地域福祉センター	神戸市長田区長田町2丁目2番1-501号	要配慮者	
会陽地域福祉センター	神戸市長田区六番町2丁目7番地の1	要配慮者	
真陽地域福祉センター	神戸市長田区久保町3丁目9番6号	要配慮者	
北町地域福祉センター	神戸市長田区北町3丁目4番地の1	要配慮者	
長田地域福祉センター	神戸市長田区西山町2丁目4番1号	要配慮者	
若松地域福祉センター	神戸市長田区若松町8丁目2番13号	要配慮者	
細田地域福祉センター	神戸市長田区細田町7丁目1番30号	要配慮者	
長田庄山地域福祉センター	神戸市長田区庄山町2丁目1番6号	要配慮者	

真野地域福祉センター	神戸市長田区東尻池町6丁目3番19号	要配慮者	
長田東地域福祉センター	神戸市長田区四番町4丁目54番地	要配慮者	
丸山地域福祉センター	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号	要配慮者	
池田地域福祉センター	神戸市長田区蓮宮通4丁目11番地	要配慮者	
長楽地域福祉センター	神戸市長田区海運町7丁目1番23号	要配慮者	
名倉地域福祉センター	神戸市長田区房王寺町4丁目7番15号	要配慮者	
二葉地域福祉センター	神戸市長田区二葉町6丁目5番1号	要配慮者	
高倉台地域福祉センター	神戸市須磨区高倉台4丁目1番4号	要配慮者	
南須磨地域福祉センター	神戸市須磨区松風町5丁目2番1号	要配慮者	
多井畑地域福祉センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の3	要配慮者	
神の谷地域福祉センター	神戸市須磨区神の谷5丁目2番1号	要配慮者	
須磨の浦地域福祉センター	神戸市須磨区千守町1丁目1番20号	要配慮者	
西落合地域福祉センター	神戸市須磨区西落合5丁目13番20号	要配慮者	
白川台地域福祉センター	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の8	要配慮者	
菅の台地域福祉センター	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地	要配慮者	
板宿地域福祉センター	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号	要配慮者	
竜が台地域福祉センター	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地	要配慮者	
妙法寺地域福祉センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番地の1	要配慮者	
松尾地域福祉センター	神戸市須磨区北落合3丁目2番1号	要配慮者	
横尾地域福祉センター	神戸市須磨区横尾2丁目1番地の1	要配慮者	
東落合地域福祉センター	神戸市須磨区東落合3丁目33番12号	要配慮者	
南落合地域福祉センター	神戸市須磨区南落合3丁目11番2号	要配慮者	
大黒地域福祉センター	神戸市須磨区大黒町2丁目2番12号	要配慮者	
東須磨地域福祉センター	神戸市須磨区若木町3丁目5番9号	要配慮者	
若草地域福祉センター	神戸市須磨区若草町3丁目14番地の9	要配慮者	
花谷地域福祉センター	神戸市須磨区中落合1丁目1番25号	要配慮者	
北須磨地域福祉センター	神戸市須磨区離宮前町2丁目7番24号	要配慮者	
桃山台地域福祉センター	神戸市垂水区桃山台3丁目25番地	要配慮者	
霞ヶ丘地域福祉センター	神戸市垂水区五色山4丁目15番8号	要配慮者	
塩屋地域福祉センター	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号	要配慮者	
つつじが丘地域福祉センター	神戸市垂水区つつじが丘4丁目6番地の7	要配慮者	

高丸地域福祉センター	神戸市垂水区坂上5丁目1番2号	要配慮者	
神陵台地域福祉センター	神戸市垂水区南多聞台1丁目8番8号	要配慮者	
舞子地域福祉センター	神戸市垂水区西舞子7丁目30番1号	要配慮者	
多聞東地域福祉センター	神戸市垂水区学が丘4丁目3番7号	要配慮者	
上高丸地域福祉センター	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目20番15号	要配慮者	
西高丸地域福祉センター	神戸市垂水区高丸6丁目3番1号	要配慮者	
垂水地域福祉センター	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号	要配慮者	
小束山地域福祉センター	神戸市垂水区学が丘7丁目1番29号	要配慮者	
狩口台地域福祉センター	神戸市垂水区狩口台2丁目31番1号	要配慮者	
東垂水地域福祉センター	神戸市垂水区王居殿2丁目5番25号	要配慮者	
多聞台地域福祉センター	神戸市垂水区多聞台4丁目14番9号	要配慮者	
多聞南地域福祉センター	神戸市垂水区本多聞6丁目8番12号	要配慮者	
本多聞地域福祉センター	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号	要配慮者	
千代が丘地域福祉センター	神戸市垂水区旭が丘3丁目12番3号	要配慮者	
西脇地域福祉センター	神戸市垂水区本多聞1丁目5番4号	要配慮者	
星陵台地域福祉センター	神戸市垂水区星陵台7丁目5番3号	要配慮者	
名谷地域福祉センター	神戸市垂水区名谷町字中坊487番地の3	要配慮者	
福田地域福祉センター	神戸市垂水区乙木3丁目3番2号	要配慮者	
塩屋北地域福祉センター	神戸市垂水区塩屋北町1丁目11番3号	要配慮者	
乙木地域福祉センター	神戸市垂水区美山台1丁目9番40号	要配慮者	
舞多聞地域福祉センター	神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番5号	要配慮者	
神出地域福祉センター	神戸市西区神出町田井字長原34番地の2	要配慮者	
学園西町地域福祉センター	神戸市西区学園西町5丁目2番地の3	要配慮者	
高和地域福祉センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪774番地	要配慮者	
春日台地域福祉センター	神戸市西区春日台4丁目5番地	要配慮者	
糺台地域福祉センター	神戸市西区糺台3丁目32番地の6	要配慮者	
枝吉地域福祉センター	神戸市西区枝吉4丁目48番地の4	要配慮者	
平野地域福祉センター	神戸市西区平野町宮前字上松148番地	要配慮者	
狩場台地域福祉センター	神戸市西区狩場台3丁目6番地の2	要配慮者	
竹の台地域福祉センター	神戸市西区竹の台2丁目20番地の1	要配慮者	

北山地域福祉センター	神戸市西区北山台3丁目26番1号	要配慮者	
学園東地域福祉センター	神戸市西区学園東町5丁目4番地	要配慮者	
岩岡第1地域福祉センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の1	要配慮者	
檜野台地域福祉センター	神戸市西区檜野台5丁目4番地の2	要配慮者	
美賀多台地域福祉センター	神戸市西区美賀多台3丁目13番地の4	要配慮者	
玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町出合字古瀬204番地の4	要配慮者	
桜が丘地域福祉センター	神戸市西区桜が丘東町1丁目3番地の1	要配慮者	
岩岡第2地域福祉センター	神戸市西区竜が岡2丁目15番地の12	要配慮者	
櫛谷地域福祉センター	神戸市西区櫛谷町長谷字佃井ノ上75番地	要配慮者	
出合地域福祉センター	神戸市西区王塚台5丁目73番地	要配慮者	
月が丘地域福祉センター	神戸市西区月が丘5丁目1番地の12	要配慮者	
井吹東地域福祉センター	神戸市西区井吹台東町4丁目21番地の2	要配慮者	
井吹西地域福祉センター	神戸市西区井吹台西町4丁目4番地	要配慮者	
高津橋地域福祉センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地	要配慮者	
押部谷地域福祉センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地	要配慮者	
有瀬地域福祉センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30	要配慮者	
伊川谷地域福祉センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の1	要配慮者	
長坂地域福祉センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2	要配慮者	
太山寺地域福祉センター	神戸市西区前開南町2丁目1番20号	要配慮者	
井吹北地域福祉センター	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の7	要配慮者	
押部谷東地域福祉センター	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の133	要配慮者	

特別養護老人ホーム光明苑	神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームおおぎの郷	神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム協同の苑六甲アイランド	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム協同の苑六甲アイランドにじの家	神戸市東灘区向洋町中3丁目2番地6	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームセラ・ヴィ	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番17号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームサンライフ魚崎	神戸市東灘区魚崎中町4丁目10番50号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームロングステージKOBEG岡本	神戸市東灘区西岡本2丁目25番4-101	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム友愛苑・ケアハウスゆうあい	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番17号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームロングステージ御影	神戸市東灘区御影石町1丁目2番18号	高齢者・市が特定した者	
ケアハウスこすもぴあ	神戸市東灘区魚崎南町4丁目13番11号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム甲南山手	神戸市東灘区本庄町1丁目10番2号	高齢者・市が特定した者	
高齢者ケアセンター甲南	神戸市東灘区森北町6丁目1番1号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームかもこの風	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目19番30号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームうみのほしルルド	神戸市東灘区魚崎西町1丁目7番14号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム芦屋すみれ園	神戸市東灘区深江南町1丁目1番20号	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設アトレユウおざき	神戸市東灘区魚崎南町3丁目7番18号	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設すばる魚崎の郷	神戸市東灘区魚崎西町2丁目3番19号	高齢者・市が特定した者	
協同の苑もとやま園	神戸市東灘区西岡本4丁目17番地1	障害者・市が特定した者	

養護盲老人ホーム千山荘 ・ケアハウスきしろ長寿 の里	神戸市灘区鶴甲5丁目1番50号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームロン グステージ灘	神戸市灘区大石東町1丁目2番1号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームブ ルーバレイ	神戸市灘区青谷町2丁目1番地9号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームハ ッピータウンKOB E	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番9号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームうみ のほし	神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームうみ のほし長峰台	神戸市灘区篠原北町4丁目18番1号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームロン グステージKOB E大石	神戸市灘区大石南町2丁目4番22号	高齢者・市が 特定した者	
灘在宅福祉センター	神戸市灘区琵琶町2丁目1番27号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームまん てん六甲の丘	神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目996 番276	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム陽だ まりの家きしろ	神戸市灘区鶴甲1丁目4番21号	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設ケアホ ームすばる	神戸市灘区大和町1丁目2番1号	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設すばる 六甲	神戸市灘区鶴甲1丁目3番10号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームオリ ンピア	神戸市中央区生田町1丁目2番32号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームケア ポート神戸	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番6 号	高齢者・市が 特定した者	
介護老人福祉施設ぽー愛	神戸市中央区港島中町5丁目2番	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム山手 さくら苑	神戸市中央区下山手通7丁目1番16号	高齢者・市が 特定した者	
すまいるデイサービスセ ンター	神戸市中央区中山手通4丁目10番10号	高齢者・市が 特定した者	
神戸海岸特養ケアセンタ ー	神戸市中央区磯辺通1丁目1番28号	高齢者・市が 特定した者	

養護老人ホーム夢野老人ホーム	神戸市兵庫区夢野町4丁目3番13号	高齢者・市が特定した者	
養護老人ホーム海光園	神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームモーツァルト兵庫駅前	神戸市兵庫区駅南通5丁目1番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームラグナケア中道	神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームラグナケア千鳥山荘	神戸市兵庫区千鳥町3丁目5番1号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム花みさき	神戸市兵庫区浜中町1丁目16番18号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム花みさきⅡ	神戸市兵庫区浜中町1丁目17番14号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム高齢者ケアセンターひょうご・デイサービスセンターさとやま	神戸市兵庫区里山町1番48号	高齢者・市が特定した者	○
高齢者総合福祉施設オリンピア兵庫	神戸市兵庫区小松通5丁目1番14号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム真愛たきやまホーム	神戸市兵庫区滝山町511番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム海光園ミラホーム・介護型ケアハウスイルマーレ	神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地の1	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム真愛あらたホーム	神戸市兵庫区荒田町3丁目47番1号	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設ドリームヒルズ滝山	神戸市兵庫区滝山町7番2号	高齢者・市が特定した者	
養護老人ホーム鈴蘭台荘	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目4番6号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム六甲の館	神戸市北区山田町小部字妙賀山13番地17号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームさつき園	神戸市北区山田町小部字杉ノ木3番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム神港園しあわせの家	神戸市北区しあわせの村1番10号	高齢者・市が特定した者	

特別養護老人ホームつくし園	神戸市北区山田町東下野田南30番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム梅香園	神戸市北区山田町小部字南山2番35号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームひよどりホーム	神戸市北区ひよどり北町3丁目2番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームふじの里	神戸市北区藤原台中町5丁目1番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム八多の里	神戸市北区八多町中681番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム大池サンホーム	神戸市北区山田町上谷上字ヤンゲン3番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームやすらぎの里道場	神戸市北区道場町塩田3080番地	高齢者・市が特定した者	
ケアハウス南風	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷39番地の11	高齢者・市が特定した者	
ケアハウスカトリア神戸	神戸市北区松宮台1丁目37番2号	高齢者・市が特定した者	
小規模特別養護老人ホームほわいえ	神戸市北区八多町中1306番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームなでしこ神戸	神戸市北区藤原台南町3丁目18番4号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームやすらぎの里神戸赤松台	神戸市北区赤松台1丁目1番77号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム駒どりの郷	神戸市北区西大池2丁目7番41号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム恵風園	神戸市北区山田町小部字惣六畑山8番地の88	高齢者・市が特定した者	
介護老人福祉施設カトリア鈴蘭台・ケアハウスカトリアすずらん台	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム万寿の家	神戸市北区鳴子3丁目1番18号	高齢者・市が特定した者	
在宅サービス複合施設さくらホーム	神戸市北区山田町小部字惣六畑山8番地の18	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設あすなろ旭	神戸市北区西大池1丁目31番28号	高齢者・市が特定した者	

介護老人保健施設うらら	神戸市北区淡河町淡河574	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設シル バーステイあじさい	神戸市北区緑町8丁目12番1号	高齢者・市が 特定した者	
障害者支援施設二郎苑	神戸市北区有野町二郎字籠谷898番10	障害者・市が 特定した者	
障害者支援施設ワーク ホーム明友	神戸市北区しあわせの村1番13号	障害者・市が 特定した者	
障害児入所施設おかば学 園	神戸市北区有野中町2丁目5番19号	障害者・市が 特定した者	
みのたに園	神戸市北区山田町下谷上字鷹の子9番 地	障害者・市が 特定した者	
ワークホーム緑友	神戸市北区しあわせの村1番12号	障害者・市が 特定した者	
グリーンホーム平成	神戸市北区しあわせの村1番11号	障害者・市が 特定した者	
障害者支援施設ヨゼフ寮	神戸市北区淡河町神田382番27号	障害者・市が 特定した者	
ひふみ園	神戸市北区山田町藍那字瀬戸2番4	障害者・市が 特定した者	
障害者支援施設神戸明生 園	神戸市北区しあわせの村1番15号	障害者・市が 特定した者	
障害者支援施設清心ホー ム	神戸市北区若葉台1丁目1番6号	障害者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム長田 ケアホーム	神戸市長田区北町3丁目3番	高齢者・市が 特定した者	
高齢者ケアセンターなが たサテライト宮丘	神戸市長田区宮丘町1丁目3番11号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム長田 すみれ園	神戸市長田区鹿松町2丁目9番地43	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム故郷 の家・神戸	神戸市長田区東尻池町7丁目4番21号	高齢者・市が 特定した者	
ふれあいホーム	神戸市長田区三番町1丁目4番1号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームふた ば	神戸市長田区二葉町5丁目1番1号 101	高齢者・市が 特定した者	

神戸市立ケアハウス松寿園	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号	高齢者・市が特定した者	
ケアハウス丸山の郷	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目14番1号	高齢者・市が特定した者	
長田在宅福祉センター	神戸市長田区腕塚町2丁目1番28号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム神戸まどか園	神戸市長田区大丸町1丁目5番1号	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設サニーヒル	神戸市長田区大日丘町3丁目2番1号	高齢者・市が特定した者	
くすのき会たまも園	神戸市長田区細田町5丁目2番6号	障害者・市が特定した者	
ワークステーション細田	神戸市長田区細田町6丁目1番1号	障害者・市が特定した者	
みらい おもいけ園	神戸市長田区重池町2丁目3番1号	障害者・市が特定した者	
神戸市立和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム友が丘YUAI	神戸市須磨区友が丘3丁目126番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム愛の園	神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム離宮しあわせ荘	神戸市須磨区離宮西町2丁目2番3号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム神港園サニーライフ白川	神戸市須磨区白川台1丁目35番3号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームあいハート須磨	神戸市須磨区松風町4丁目2番26号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム須磨浦の里	神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3番21号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム宙カミーノ	神戸市須磨区神の谷5丁目2番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム須磨シニアコミュニティ	神戸市須磨区外浜町3丁目3番18号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームKOB E須磨きらくえん	神戸市須磨区車字菅ノ池1351番地14	高齢者・市が特定した者	

ショートステイやまもも	神戸市須磨区白川台3丁目63番1号	高齢者・市が 特定した者	
ケアハウス須磨浦の里みち	神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3番16号	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設オラージュ須磨	神戸市須磨区若草町3丁目622番地11	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設コスモス苑	神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1	高齢者・市が 特定した者	
介護老人保健施設すま松の郷	神戸市須磨区妙法寺字檜原2番1	高齢者・市が 特定した者	
ホーリーツリー西部	神戸市須磨区須磨本町1丁目1番6号	障害者・市が 特定した者	
神戸愛生園	神戸市須磨区友が丘1丁目1番地	障害者・市が 特定した者	
神戸聖生園	神戸市須磨区友が丘1丁目1番地	障害者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームオービーホーム	神戸市垂水区名谷町字猿倉273番地の7	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム桃山台ホーム	神戸市垂水区桃山台5丁目1139番地3	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム本多聞ケアホーム	神戸市垂水区本多聞7丁目2番2号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームファボール星陵	神戸市垂水区星陵台4丁目4番43号	高齢者・市が 特定した者	
サテライト型特別養護老人ホームファボール泉が丘	神戸市垂水区泉が丘5丁目8番34号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームふるさと	神戸市垂水区塩屋町6丁目38番地8号	高齢者・市が 特定した者	
介護老人福祉施設舞子台ホーム	神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームメープルホーム	神戸市垂水区名谷町大谷1905番地の1	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム塩屋さくら苑	神戸市垂水区塩屋町4丁目25番11号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム舞子すみれ園	神戸市垂水区西舞子6丁目1番13号	高齢者・市が 特定した者	

ケアハウスふるさと	神戸市垂水区塩屋町6丁目32番地48号	高齢者・市が 特定した者	
多夢の森デイサービスセンター	神戸市垂水区南多聞台4丁目4番50号	高齢者・市が 特定した者	
さん舞子神港園・特別養護老人ホームさん舞子神港園いこいの家	神戸市垂水区五色山7丁目12番38号	高齢者・市が 特定した者	
ケアハウスまんてん垂水	神戸市垂水区名谷町1547番地1	高齢者・市が 特定した者	
垂水在宅福祉センター	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム向陽荘	神戸市垂水区福田5丁目2番21号	高齢者・市が 特定した者	
小規模特別養護老人ホーム花の森	神戸市垂水区名谷町1941番1	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームオレンジ神戸	神戸市垂水区舞子台4丁目9番11号	高齢者・市が 特定した者	
神戸垂水ちどり	神戸市垂水区高丸6丁目7番2号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホームオービーホーム高丸	神戸市垂水区上高丸3丁目7番22号	高齢者・市が 特定した者	
神戸光生園	神戸市垂水区南多聞台8丁目23番15号	障害者・市が 特定した者	
養護老人ホーム大慈吉祥園・特別養護老人ホーム大慈弥勒園・大慈デイサービスセンター	神戸市西区櫛谷町長谷13番1号	高齢者・市が 特定した者	
養護老人ホーム神港園・特別養護老人ホーム神港園シルビアホーム・神港園シルビアデイサービスセンター	神戸市西区神出町東1188番地345号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム透鹿園	神戸市西区平野町常本309番5号	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム萬寿園	神戸市西区神出町小束野58番地の92	高齢者・市が 特定した者	
特別養護老人ホーム永栄	神戸市西区伊川谷町長坂800番地	高齢者・市が	

園		特定した者	
特別養護老人ホーム神出シニアコミュニティ	神戸市西区神出町南字谷畑368番地119	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム花園ホーム	神戸市西区平野町慶明字花岡77	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームサンビラこうべ	神戸市西区神出町宝勢774番地の39	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム岩岡の郷	神戸市西区岩岡町岩岡656番地の2	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム西神の里	神戸市西区岩岡町古郷2888番地	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームラグナケア春日台	神戸市西区春日台7丁目45番2号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームオリンピック神戸西	神戸市西区玉津町上池315番地10号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム大慈智音園	神戸市西区玉津町今津364番地61	高齢者・市が特定した者	
軽費老人ホームケアハウスかんで	神戸市西区神出町小束野58番地91	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームサンホーム神戸西	神戸市西区平野町印路887番地8号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム三芳苑	神戸市西区伊川谷町潤和1447番地の1	高齢者・市が特定した者	
地域密着型特別養護老人ホームフェニックス月が丘ケアセンター	神戸市西区月が丘1丁目634番地14	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホームときわ	神戸市西区前開南町2丁目1番12号	高齢者・市が特定した者	
特別養護老人ホーム櫻ホーム西神	神戸市西区月が丘1丁目41番12号	高齢者・市が特定した者	
ケアハウスシェ・モア	神戸市西区伊川谷町有瀬556の6番地	高齢者・市が特定した者	
神港園あんすこハウス神出	神戸市西区神出町東1188番地70号	高齢者・市が特定した者	
ケアハウス大慈	神戸市西区蘆谷町長谷83番6号	高齢者・市が特定した者	
介護老人保健施設ハーベ	神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432	高齢者・市が	

スピア	番地1	特定した者	
障害者支援施設リバティ神戸	神戸市西区伊川谷町潤和2番地の2	障害者・市が特定した者	
神戸市立さざんか療護園	神戸市西区井吹台北町5丁目2番地	障害者・市が特定した者	
あさぎりの里・さわらび学園・ゼノの村	神戸市西区神出町南619番地	障害者・市が特定した者	
新緑の家	神戸市西区春日台5丁目1番地2	障害者・市が特定した者	
玉津むつみの家・とこほの家	神戸市西区玉津町水谷字セリ合400番地の7	障害者・市が特定した者	
あゆみの里	神戸市西区神出町宝勢字辻堂西858番地1号	障害者・市が特定した者	
西神ファーム	神戸市西区蘆谷町友清字南谷130番1	障害者・市が特定した者	
なごみの里	神戸市西区神出町宝勢字辻堂西859番1	障害者・市が特定した者	

神戸市告示第836号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項において読み替える同法第49条の6第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。）の指定を取り消したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の6第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
特別養護老人ホーム愛寿園	神戸市北区長尾町上津4663番地の5	

神戸市告示第837号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定め

る基準に適合する指定避難所をいう。)を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

施設名	住所	受入対象者 (※)	指定緊急避難 場所との重複
特別養護老人ホームさくら ガーデン	神戸市北区長尾町上津4658番地 の6	高齢者・市が 特定した者	

※家族等も受入対象とする。

神戸市告示第838号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	六甲駅周辺	自転車 3台	令和4年2 月3日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 10台	令和4年2 月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台		
	撰津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	深江駅周辺	自転車 3台	令和4年2 月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 2台	令和4年2 月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	JR住吉駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘駅周辺	自転車 3台	令和4年2 月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	六甲道駅周辺	自転車 14台	令和4年2 月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	JR住吉駅周辺	自転車 4台	令和4年2 月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

町1番5号	深江駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	16台	令和4年2 月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	10台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内	自転車	19台	令和4年2 月24日
		自転車等長期放置	原動機付自転車	
	JR住吉駅周辺	自転車	5台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	

神戸市告示第839号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表取締役 相浦 一成
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市大型ごみ処理手数料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和4年4月1日
- 4 指定代理納付者指定の効力
第1項に規定する者に対する第2項の歳入等の納付にかかる指定代理納付者の指定については、本件指定納付受託者の指定によりその効力を失う。

神戸市告示第840号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり

指定した。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸文化ホール	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 代表理事 服部 孝司	令和4年4月1日 から令和9年3月31日まで

神戸市告示第841号

神戸文化ホール条例（昭和48年4月1日条例第17号。以下「条例」という。）第15条の規定により神戸文化ホールの指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 神戸文化ホール利用料金の額

(1) 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室及び練習室の利用料金

施設の名称	利用料金（単位 円）						
	使用時間 使用区分	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時30分から午後10時まで）	午前・午後 （午前9時から午後4時30分まで）	午後・夜間 （午後1時から午後10時まで）	終日 （午前9時から午後10時まで）
大ホール	平日	59,000	119,000	165,000	173,000	262,000	295,000
	土曜日、日曜日及び休日	116,000	173,000	212,000	270,000	347,000	385,000
中ホール	平日	29,000	59,000	85,000	86,000	131,000	147,000
	土曜日、日曜日及び休日	58,000	87,000	106,000	133,000	173,000	193,000
リハーサル室	練習に使用するとき。	4,000	7,800	10,900	11,200	17,200	19,600
	練習以外に使用するとき。	7,900	15,600	21,800	22,400	34,300	39,200

多目的室		5,900	12,000	12,000	13,200	16,700	21,600
特別控室		1,800	3,600	3,600	4,000	5,100	6,600
練習室1	練習に使用するとき。	3,000	5,800	8,200	8,400	12,900	14,800
	練習以外に使用するとき。	6,000	11,600	16,400	16,800	25,800	29,600
練習室2	練習に使用するとき。	1,100	1,500	2,100	1,900	3,000	4,000
	練習以外に使用するとき。	2,200	3,000	4,200	3,800	6,000	8,000
練習室3	練習に使用するとき。	900	1,200	1,500	1,400	2,400	3,000
	練習以外に使用するとき。	1,800	2,400	3,000	2,800	4,800	6,000
練習室4	練習に使用するとき。	1,400	2,200	2,700	2,500	4,100	5,300
	練習以外に使用するとき。	2,800	4,400	5,400	5,000	8,200	10,600
練習室5	練習に使用するとき。	1,900	3,000	3,800	3,600	5,600	7,200
	練習以外に使用するとき。	3,800	6,000	7,600	7,200	11,200	14,400

備考

1 使用者が大ホール又は中ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 平日に使用する場合で、入場者から最高額2,000円を超え、5,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。150パーセント

(2) 平日に使用する場合で、入場者から最高額5,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。200パーセント

- (3) 土曜日、日曜日及び休日を使用する場合で、入場者から最高額1,000円を超え、2,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。150パーセント
- (4) 土曜日、日曜日及び休日を使用する場合で、入場者から最高額2,000円を超え、5,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。200パーセント
- (5) 土曜日、日曜日及び休日を使用する場合で、入場者から最高額5,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。250パーセント
- (6) 営業又は宣伝を目的として使用するとき。200パーセント
- (7) 練習のため使用するとき。60パーセント
- (8) 準備、撤去その他これらに類する作業のため使用するとき。40パーセント

2 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

- (1) 大ホール 28,000円
- (2) 中ホール 14,000円
- (3) リハーサル室 2,900円
- (4) 多目的室 1,600円
- (5) 特別控室 500円

3 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備の名称		単位	利用料金（1回につき）（単位 円）			
区分	種類又は品目		大ホール	中ホール	リハーサル室	練習室
舞台設備	オーケストラピット用せり	一式	8,000			
	せり	一式	2,000	2,000		
	指揮台（譜面台付き）	一式	800	800	520	
	譜面台	1本	100	100	90	
	演台	1台	950	950		
	小演台	1台	150	150		
	音響反射板	一式	9,000	8,000		
	所作台	1枚	400	400		
	平台	1平方メートル	110	110		
	馬足又は箱足	10センチメートル	360	360		
ワゴン	1台	400	400			

	特設花道	一式	26,400	9,500		
	落語舞台	一式		22,400		
	能舞台	一式	26,400	26,400		
	金びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	銀びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	鳥の子びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	松羽目又は竹羽目	一式	8,000	8,000		
	白紗幕	1枚	4,000	4,000		
	黒紗幕	1枚	4,000	4,000		
	ジョーゼット	一式	6,000	6,000		
	地がすり	一式	7,800	7,800		
	追加一文字幕	1枚	1,300	1,300		
	追加袖幕	1枚	660	660		
	リノリウム	一式			2,500	
	緋毛氈	1枚	400	400		
	長布団	1枚	400	400		
	上敷	1巻	400	400	350	
	座布団	1枚			70	
	大太鼓	一式	2,000	2,000		
	雪かご装置(雪を除く。)	1個	660	660		
	ピアノいす	1脚	80	80		
	バスいす	1脚	80	80		
	パイプいす	1脚	80	80	70	
	高座用座布団	1枚	640	640		
	長机	1脚	140	140	130	
	姿見鏡	1台	800	800		
	花台(花瓶付き)	1台	480	480		
	表彰盆	1個	180	180		
	式次第枠	1台	300	300		
	めくり台	1台	180	180		
	黒板	1台	300	300	280	
音響	音響基本セット(主調整卓, 固定スピーカー, 陰マイク)	一式			無料	
設	録音セット	一式	11,000	11,000		

備	エレベーターマイク	1基	3,700	3,700		
	マイクA	1台	3,200	3,200		
	マイクB	1台	1,700	1,700	770	
	ワイヤレスマイク	1台	2,500	2,500	1,600	
	3点つり装置	1台	1,700	1,700		
	マイクスタンド	1台	350	350	160	
	カセットデッキ	1台	1,400	1,400	1,300	
	CDデッキ	1台	3,000	3,000	1,300	
	MDデッキ	1台	3,000	3,000	1,300	
	DVD	1台	3,000	3,000		
	ステージスピーカーS	一式	10,000			
	ステージスピーカーB	一式	800	800		
	エフェクター	一式	1,200	1,200		
	移動調整卓	一式	2,500	2,500		
	追加インカム	1台	660	660		
	特殊電源	1KW	450	450		
	ミキシングセット持込	一式	13,200	13,200		
照明設備	基本セット	ボーダーライト サスペンションスポット 中ホール 10灯	一式	無料		
	Aセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 56灯 中ホール 60灯 シーリングスポット 大ホール 41灯 中ホール 25灯 フロントサイドスポット 大ホール 38灯 中ホール 32灯 水平ライト一式	一式	30,600	19,800	
	Bセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 56灯 中ホール 30灯 シーリングスポット	一式	25,500	11,000	

	大ホール 25灯 中ホール 18灯 フロントサイドスポット 大ホール 32灯 中ホール 24灯 ホリゾントライト一式					
Cセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 28灯 中ホール 12灯 シーリングスポット 大ホール 18灯 中ホール 12灯 フロントサイドスポット 大ホール 24灯 中ホール 16灯 ホリゾントライト 大ホール 一式	一式	15,800	7,000		
	センターピンスポット(3キロワット)	1台	6,000			
	センターピンスポット(2キロワット)	1台		4,800		
	ストリップライト	1台	400	400		
	星球	一式	2,300	2,300		
	スポックス	1台	500	500		
	ブラックライト	1台	300	300		
	ストロボ	1台	3,000	3,000		
	エフェクトマシン(種板を含む。)	1台	2,300	2,300		
	カッタースポットライト	1台	1,100	1,100		
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	760	760		
	スポットライト(1キロワット)	1台	500	500		
	スポットライト(500ワット)	1台	250	250		
	オーロラマシン	1台	2,300	2,300		
	ミラーボール	1台	2,800	2,800		
	スモークマシン	1台	6,000	6,000		
	持込器具	1KW	500	500		
	特殊電源	1KW	450	450	410	

	移動用ロアホリゾントライト	1台	900	900		
	フットライト	一式	2,300	1,700		
	カラーフィルター	1枚	800	800		
映写設備	35ミリ映写機(スクリーンを含む。)	一式	15,800	15,800		
	プロジェクター(スクリーンを含む。)	一式	8,000	8,000		
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	4,000	4,000		
	映写スクリーン	一式	4,800	4,800		
	リヤースクリーン	一式	5,700	5,700		
	スライドスクリーン	一式	600	600		
	オーバーヘッドプロジェクタースクリーン	一式	600	600		
楽器	グランドピアノ(スタインウェイD274)	1台	20,600	20,600		
	グランドピアノ(ヤマハCF)	1台	12,700	12,700	6,600	
	アップライトピアノ(カワイKL78W) 大ホール楽屋	1台	1,900			
	アップライトピアノ(ヤマハU3H) 中ホール楽屋	1台		1,900		
	グランドピアノ(ヤマハC5)	1台				7,200
	アップライトピアノ(ヤマハYU33)	1台				1,900
	アップライトピアノ(カワイK6)	1台				1,900
録音録画設備	録音又は録画(放送以外のものに限る。)に係る中継設備	一式	5,700	5,700		
その他	シャワー	一式	500	500		
	マイクセット	一式				無料
	控室A	1室				800
	控室B	1室				500
	ファクシミリ(国内送信)	1枚	50	50	50	
	複写機(白黒)	1枚	10	10	10	
	複写機(カラー)	1枚	50	50	50	
	インターネット光回線	1回	8,000	8,000		

備考

- 1 使用の回数については、2の(1)から(8)までに掲げる附属設備又はファクシミリ若しくは複写機を使用する場合を除き、条例別表に規定する施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 次に掲げる附属設備については、条例別表の使用時間の区分のそれぞれの使用をもって1回の使用とする。
 - (1) マイク（練習室1のものに限る。）
 - (2) カラーフィルター
 - (3) アップライトピアノ（大ホール楽屋，中ホール楽屋，練習室のものに限る。）
 - (4) グランドピアノ（練習室1のものに限る。）
 - (5) 録音又は録画（放送以外のものに限る。）に係る中継設備
 - (6) ミキシングセット持込
 - (7) 控室A
 - (8) 控室B
- 3 グランドピアノ又はアップライトピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 4 特殊電源の使用については、1キロワット未満の端数は、切り捨てる。
- 5 インターネット光回線の使用については、1催事について1回の使用とする。

2 施行年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第842号

次の港湾施設について、令和4年4月1日から、供用を開始する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

供用を開始する港湾施設

上屋

名 称	位 置	構 造	規 模
六甲アイランドOP上屋	東灘区 向洋町東3丁目	鉄骨造 1階及び1階屋上	11,100.51㎡

事務室

名 称	位 置	構 造	規 模
六甲アイランドOP上屋 事務室1	東灘区 向洋町東3丁目	鉄骨造2階	152.18㎡
六甲アイランドOP上屋 事務室2		鉄骨造2階	34.13㎡

六甲アイランドOP上屋
事務室3

鉄骨造
2階及び3階

1,186.92m²

公 告

神戸市公告第1294号

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第1項の規定により、次のとおり市民の森に指定したので、同条3項の規定により公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 市民の森に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	樹種
32	神戸市灘区八幡町3丁目6番5号	クスノキ、ケヤキ ムクノキ 他

2 指定の年月日

令和4年4月1日

神戸市公告第1295号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る特定役務の名称

港島クリーンセンター計量等業務

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局施設課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

4 落札者を決定した日

令和4年1月25日

5 落札者の氏名及び住所

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田城太郎

神戸市中央区海岸通4丁目4番5号

6 落札金額

29,780,000円（単年度税抜）

7 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

8 契約の相手方を決定した手続き

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

9 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年11月24日

神戸市公告第1296号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る特定役務の名称

西クリーンセンター計量等業務

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局施設課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

4 落札者を決定した日

令和4年1月26日

5 落札者の氏名及び住所

神戸市生活環境事業協同組合

理事長 藤定孝光

神戸市兵庫区遠矢浜町五番八号

6 落札金額

29,400,000円（単年度税抜）

7 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

8 契約の相手方を決定した手続き

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

- 9 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年11月24日

神戸市公告第1297号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区八多町吉尾字桐山611番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
滋賀県草津市東草津三丁目6番20-102号 グランチェリー
小坂井 徹
小坂井 晶子
- 3 許可番号
令和3年12月24日 第8031号

神戸市公告第1298号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3254番1、3254番2
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3254番1
兵庫農機販売株式会社
代表取締役社長 本岡 賢二
 - 3 許可番号
令和4年2月25日 第8036号
-

神戸市公告第1299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和4年3月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和3年度 第2号	令和3年 11月16日	神戸国際港都 建設道路事業 3.4.10号垂水 妙法寺線（禅 昌寺）	神戸市須磨区妙法寺字 アチ口3番55地先 ～神戸市須磨区明神町 5丁目11番2地先	60	18～19
令和3年度 第3号	令和3年 12月7日	市道糶台92号 線の一部	神戸市西区糶台5丁目 4番1、4番3、3番 2	118	10～13

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告第1300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和4年3月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R3- 10号	令和3年 9月29日	神戸市東灘区向洋町東1丁目11番	187.03	19.04 ～23.94
第R3- 11号	令和3年 9月29日	神戸市東灘区向洋町東1丁目11番	187.45	24.35 ～38.01
第R3- 12号	令和3年 10月21日	神戸市垂水区高丸4丁目2243-31、 2243-437、2243-438、 2243-439、2243-441	4.16	5.00
第R3- 13号	令和3年 11月9日	神戸市須磨区戸政町2丁目23の一部	14.52	4.60

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図

面のとおり

神戸市公告第1301号

神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年3月29日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R3-8号	令和3年 9月17日	神戸市垂水区西舞子8丁目89-8、 89-13、89-14、89-18、89-21	27.86	4.00
第R3-9号	令和3年 9月29日	神戸市東灘区向洋町東1丁目11番	187.26	57.50
第R3-14号	令和3年 11月30日	神戸市中央区港島9丁目1番1	18.79	26.50
第R3-15号	令和4年 2月24日	神戸市灘区五毛通1丁目2番8	8.42	4.00
第R3-16号	令和4年 2月24日	神戸市東灘区深江北町3丁目44番	101.5 6.5	4.0 3.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告第1302号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
見津が丘公園	西区見津が丘3丁目	神戸市建設局公園部管理課	
木見中央公園	西区見津が丘3丁目、4丁目		

木見東緑地

西区見津が丘4丁目、5丁目、
6丁目 備付けの図面のとおり

- (2) 供用開始の年月日
令和4年3月29日

神戸市公告第1303号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

- (1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
井吹台谷口公園	西区井吹台西町8丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡 張

- (2) 供用開始の年月日
令和4年3月29日

神戸市公告第1304号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札による落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
犬猫等死体処理業務（単価契約）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市環境局業務課
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
三宮プラザEAST 2階
- 落札者を決定した日
令和4年3月7日

- 4 落札者の氏名及び住所
藤定運輸株式会社
代表取締役 藤定 孝光
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
- 5 落札金額
89,282,570円（3年間総額税抜）
- 6 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 7 契約の相手方を決定した手続き
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和4年1月18日

神戸市公告第1305号

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和4年兵庫県告示第270号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業 3.5.85号 東山菊水線
- 2 施行者の名称
神戸市
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- 4 事業地の所在
 - ア 収用の部分
兵庫県神戸市兵庫区湊川町9丁目、菊水町9丁目及び10丁目地内
 - イ 使用の部分
なし

神戸市公告第1306号

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定により、兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区浜辺通2丁目1番

30号神戸市都市局都市計画課において、公衆の縦覧に供します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業 3.5.85号 東山菊水線

3 事業施行期間

自 令和4年3月8日

至 令和10年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

兵庫県神戸市兵庫区湊川町9丁目、菊水町9丁目及び10丁目地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告第1307号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区谷上東町22番1、22番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区谷上南町10-1

尾崎 功

3 許可番号

令和3年12月3日 第8025号

神戸市公告第1308号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区学が丘6丁目1番1の一部、1番2の一部、学が丘7丁目864番77の一部、

864番79、864番80、864番81の一部、864番85の一部、864番101、864番100の一部、864番174、864番175、多聞町字小束山864番78 の内5工区、6工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号
株式会社 長谷工コーポレーション
代表取締役 池上 一夫

3 許可番号

平成30年2月22日 第6859号
(変更許可 平成30年10月10日 第1324号)
(変更許可 令和元年9月25日 第1350号)

神戸市公告第1309号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年3月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸三田プレミアム・アウトレット
神戸市北区上津台7丁目3番外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ジャン・マルク・デュプレ
LVMHファッション・グループ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目5番29号	代表取締役 ノルベール・ル

		レ
株式会社モンクレールジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 田村 直裕
ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 ウィリアム・ウ ヨン・ユン
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・スト ラーダ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 ブルーノ・ベル ノン
株式会社ボッテガ・ヴェネタ ジャパン	東京都中央区銀座6丁目8-7	代表取締役 竹林 朋毅
株式会社バリー・ジャパン	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 高桑 真
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー キー ラン
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 バスクアレ・デ・ サンティス
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	代表取締役 マシュー コリ ン
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山1丁目15番14号	代表取締役 ダヴィデ・セジ ア
Deckers Japan合 同会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪市中央区淡路町2丁目3番5号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャ パン有限会社	神戸市中央区伊藤町119	取締役 木村 信也
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役

		小松崎 睦
ルックスオティカジャパン株式会社	東京都千代田区二番町4番地5号	代表取締役 山崎 真也
デザートジャパン株式会社	大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番3号	代表取締役 小川 典利夫
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ディーター・ハーベル
株式会社グラニフ	東京都渋谷区渋谷1丁目7番7号	代表取締役 新田 寛之
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号	代表取締役 川田 慎二
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	代表取締役 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-8	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目8番2号	代表取締役 小山 順子
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 畑 誠
ブルネロクチネリジャパン株式会社	東京都千代田区一番町8番地	代表取締役 宮川 ダビデ
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	代表取締役 小野 浩平
株式会社Franc Franc	東京都渋谷区神宮前5丁目53番67号	代表取締役 高島 郁夫
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 小布施 森一
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 鈴木 顕
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪936	代表取締役

		木村 隆一
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通5丁目101番地の6	代表取締役 河野 忠友
株式会社ツヅキ	千葉県柏市柏344番地2	代表取締役 都築 宏一郎
株式会社エーアンドエス	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	代表取締役 白川 集一
スワロフスキー・ジャパン株式会社	東京都千代田区一番町21番地	代表取締役 オ・ナミ
スウォッチグループジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目9番18号	代表取締役 クリストフ・サビオ
クリケット株式会社	東京都品川区大崎3丁目6番17号	代表取締役 藤本 幹雄
株式会社ナイスクラップ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 小路 順一
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社フェニックス	新潟県新発田市豊町2丁目10番8号	代表取締役 王 亜磊
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 田口 敬二郎
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 鍋割 宰
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
株式会社ミルク	大阪市中央区島之内1丁目22番23号	代表取締役 一井 和行
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号	職務執行者 アレキサンダー・トーマス・チュー
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	職務執行者 小林 哲二

ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	代表取締役 小椋 隆弘
株式会社ゴールドウイン	富山県小矢部市清沢210番地	代表取締役 渡辺 貴生
株式会社ジャパンイマジンেশヨン	東京都渋谷区代々木1-11-2	代表取締役 木村 達央
テラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 マーク・シエル ドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目9番10号	代表取締役 羽柴 慶彦
株式会社ジユン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町21番地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋川1260番地	代表取締役 久世 良太
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区元代々木町49番13号	代表取締役 角田 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	東京都港区麻布台2丁目2番9号	代表取締役 モニカ・ピント
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 谷村 耕一
株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字曾我751番地23	代表取締役 中江 昭英
エース株式会社	大阪府中央区博労町4丁目5番2号	代表取締役 森下 宏明
株式会社ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号	代表取締役 百瀬 二郎
L i n d t & S p r u n g l i J a p a n株式会社	東京都港区南青山3-13-18	代表取締役 アンドレ・ツイ メルマン
COLE HAAN JAPAN 合同会社	東京都港区北青山3丁目3番11号	職務執行者 ローラ・ウィリ アムズ・ケリー

株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目4番48号	代表取締役 奥田 裕章
ラルフローレン株式会社	東京都渋谷区神宮前4丁目25番15号	代表取締役 ジェイ・キンブ トン
株式会社ジャヴァコーポレーション	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 田中 健之
株式会社シップス	東京都中央区銀座1-20-15	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町1丁目105番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社T S I グルーヴアンドスポーツ	東京都港区元赤坂1丁目5番12号	代表取締役 仙座 学
キャロウェイアパレル株式会社	東京都港区元赤坂1丁目5番12号	代表取締役 齋藤 英孝
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	代表取締役 伊東 知康
株式会社サンエー・ビーディー	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 前川 正典
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 井上 隆太
E L C ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	代表取締役 マシュー・フォ ックス
株式会社ラコステジャパン	東京都渋谷区神宮前2丁目34番17号	代表取締役 李 孝
株式会社バレンシアガジャパン	東京都港区赤坂7丁目1番16号	代表取締役 金子 信隆
株式会社ビヨンクール	大阪市中央区南船場1-16-13	代表取締役 新井 正敏
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目16番12号	代表取締役 パスカル・セン コフ
クラウン製靴株式会社	名古屋市瑞穂区豆田町5丁目2番地	代表取締役 岩田 達七
ボードライダーズジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 サミー・ユー

マークジェイコブス ジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目1番3号	代表取締役 ラジーブ シャルマ
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュー・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 岩崎 幸次郎
株式会社アンテプリマジャパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キヨン
福助株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	代表取締役 犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 安田 秀一
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジョイントワークス	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 門田 剛
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号	代表取締役 澁谷 治男
三喜商事株式会社	東京都南青山2丁目27番25号ヒューリック南青山ビル7階・8階	代表取締役 堀田 康彦

ディーゼルジャパン株式会社	大阪府中央区南船場3丁目12番12号	代表取締役 ルイーゼ・メッ ゾゾーマ
日本ロレアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブ リュア
株式会社スタッフインターナ ショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
フィスカースジャパン株式会社	東京都千代田区二番町11番19号	代表取締役 クリストフ・ジ ャック・ガブリ エル・ランシュ ー
株式会社マッシュセールスラボ	東京都千代田区麴町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
リヤドロジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目11番3号	代表取締役 ホルヘ・ブリシ オ・ガルシア
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 黒木 誠也
リデア株式会社	大阪府中央区西心斎橋1丁目1番11号	代表取締役 石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪府西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ABAHOUSE S IDE-B	東京都渋谷区東1丁目26番20号	代表取締役 関川 聡
株式会社ジョイックスコーポ レーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麴町1-12-1	代表取締役 浅野 信弘
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目12番10号	代表取締役 伊勢 孝彦
株式会社バーニーズジャパン	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号	代表取締役 関口 正美
株式会社セブン-イレブン・	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役

ジャパン		松永 文彦
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台2丁目18番1号	代表取締役 武内 一志
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17番12号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都中央区銀座1丁目20番14号	代表取締役 庄山 昌彦
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	代表取締役 中川 淳
株式会社コロニアスポーツ ウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 マッスイモ・ラ ッザリ
株式会社T S I グルーヴアンド スポーツ	東京都港区元赤坂1丁目5番12号	代表取締役 仙座 学
株式会社P R A I A	東京都目黒区自由が丘1丁目29番5号	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング株 式会社	東京都新宿区百人町2丁目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社フォリフォリジャパン	東京都渋谷区神宮前3丁目35番2号	代表取締役 デイヴィッド・ ダニエルズ
株式会社T A S A K I	神戸市中央区港島中町6丁目3番地2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インターナ ショナル	東京都港区芝公園2丁目4番1号	代表取締役 石井 稔晃
アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目1番18号	代表取締役 小林 淳二
株式会社アウトティングスペース	大阪市住之江区中加賀屋4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1丁目3番8号	代表取締役 太田 克枝
株式会社アングローバル	東京都渋谷区渋谷2丁目1番1号	代表取締役 押木 源弥
ドクターマーチン・エアウエア ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁目2番28号	代表取締役 田村 真人

ツヴィリング J. A. ヘンケル スジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬4064番地	代表取締役 アンドリュー・ ハンキンソン
株式会社ヴェンドームヤマダ	東京都港区南青山5丁目12番1号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュジャ パン	東京都港区六本木1丁目8番7号	代表取締役 八木 雄三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川2丁目2番43号	代表取締役 今村 英雄
三共生興ファッションサービス 株式会社	大阪府中央区本町2丁目5番7号	代表取締役 井ノ上 明
株式会社ストライプインターナ ショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
イー・ジーニング株式会社	東京都荒川区東日暮里3丁目27番6号	代表取締役 林 史郎
Michael Kors J apan株式会社	東京都港区南青山1丁目2番6号	代表取締役 山崎 大輔
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	代表取締役 鈴木 恒則
株式会社ナノ・ユニバース	東京都渋谷区神南1丁目19番14号	代表取締役 前川 正典
株式会社トゥモローランド	東京都港区南青山3丁目18番9号	代表取締役 佐々木 裕平
株式会社エイ・ネット	東京都港区南青山5丁目3番10号	代表取締役 大滝 雄一郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ケリングジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ジャン・マルク・ デュプレ
LVMHファッション・グルー プ・ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目5番29号	代表取締役 ノルベール・ル レ

株式会社モンクレールジャパン	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 田村 直裕
ヴァレンティノジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目9番19号	代表取締役 ウィリアム・ウ ヨン・ユン
株式会社エトロ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目11番5号	代表取締役 ファビオ・スト ラーダ
Jimmy Choo Tokyo株式会社	東京都港区赤坂8丁目5番34号	代表取締役 永江 公一
株式会社ボッテガ・ヴェネタ ジャパン	東京都中央区銀座6丁目8-7	代表取締役 竹林 朋毅
株式会社バリー・ジャパン	東京都中央区銀座1丁目19番7号	代表取締役 高桑 真
ヒューゴボスジャパン株式会社	東京都港区南青山5丁目2番1号	代表取締役 マシュー キー ラン
リシュモンジャパン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	代表取締役 三木 均
ドルチェ・アンド・ガッバーナ・ ジャパン株式会社	東京都港区北青山3丁目6番7号	代表取締役 ファブリツィオ カルディナリ
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目32番10号	代表取締役 マシュー コリ ン
プラダジャパン株式会社	東京都港区南青山1丁目15番14号	代表取締役 ダヴィデ・セジ ア
Deckers Japan合 同会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	職務執行者 伊藤 輝希
株式会社インコントロ	大阪府中央区淡路町2丁目3番5号	代表取締役 長江 聡
テンピュール・シーリー・ジャ パン有限会社	神戸市中央区伊藤町119	取締役 木村 信也
株式会社ダイドーフォワード	東京都千代田区外神田3丁目1番16号	代表取締役 鍋割 宰
ルックスオティカジャパン株式	東京都千代田区二番町4番地5号	代表取締役

会社		山崎 真也
デザートジャパン株式会社	大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番3号	代表取締役 小川 典利夫
株式会社セルジオロッシジャパン	東京都渋谷区渋谷2丁目11番8号	代表取締役 松木 愛明
コロネット株式会社	大阪市中央区博労町1丁目9番8号	代表取締役 浅沼 孝信
株式会社グラニフ	東京都渋谷区渋谷1丁目7番7号	代表取締役 村田 昭彦
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号	代表取締役 川田 慎二
タペストリー・ジャパン合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	代表取締役 エマヌエル・リュエラン
トッズ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
フェラガモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目8番2号	代表取締役 パスクアレ デサンティス
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 畑 誠
ブルネロクチネリジャパン株式会社	東京都千代田区一番町8	代表取締役 宮川 ダビデ
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
双日インフィニティ株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	代表取締役 小野 浩平
株式会社Francfranc	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 高島 郁夫
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 渡部 克男
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 遠藤 育雄
株式会社ミキハウストレード	大阪府八尾市大窪936	代表取締役 木村 隆一
株式会社ツヅキ	千葉県柏市柏344番地2	代表取締役

		都築 宏一郎
フルラジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 ディーター・ハーベル
株式会社エーアンドエス	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目11番1号	代表取締役 稲瀬 修
クリケットウェブ株式会社	東京都品川区大崎3丁目6番17号	代表取締役 山本 貴孝
株式会社ナイスクラップ	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 井上 隆太
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目24番7号	代表取締役 浅見 英理
株式会社アダバット	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 田口 敬二郎
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	代表取締役 設楽 洋
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	代表取締役 ヴァンサン・ネリアス
スワロフスキー・ジャパン株式会社	東京都千代田区一番町21番地	代表取締役 オ・ナミ
株式会社ミルク	大阪市中央区博労町2丁目2番13号	代表取締役 中嶋 潤哉
合同会社PVHジャパン	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号	職務執行者 アレキサンダー・トーマス・チュー
ナイキジャパングループ合同会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	職務執行者 小林 哲二
ベネリック株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	代表取締役 永利 道彦
株式会社ゴールドウイン	富山県小矢部市清沢210番地	代表取締役 渡辺 貴生
テーラーメイドゴルフ株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 マーク・シェルドン・アレン
アディダスジャパン株式会社	東京都港区六本木1丁目9番10号	代表取締役

		羽柴 慶彦
株式会社ジユン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町 21番地	代表取締役 石田 章夫
デロンギ・ジャパン株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	代表取締役 杉本 敦男
株式会社サンクゼール	長野県上水内郡飯綱町芋川1260番地	代表取締役 久世 良太
株式会社サザビーリーグ	東京都渋谷区元代々木町49番13号	代表取締役 角田 良太
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	東京都港区麻布台2丁目2番9号	代表取締役 デイヴィッド・ ダニエルズ
株式会社ワールドストアパートナーズ	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 谷村 耕一
株式会社ルピシアグルマン	北海道虻田郡ニセコ町字曾我751番地 23	代表取締役 中江 昭英
エース株式会社	大阪市中央区博労町4丁目5番2号	代表取締役 森下 宏明
株式会社ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号	代表取締役 百瀬 二郎
COLE HAAN JAPAN合同会社	東京都港区北青山3丁目3番11号	職務執行者 ローラ・ウィリアムズ・ケリー
ラルフローレン株式会社	東京都渋谷区神宮前4丁目25番15号	代表取締役 ジェイ・キンプトン
株式会社ヘルノ・ジャパン	東京都港区南青山5丁目4番48号	代表取締役 奥田 裕章
株式会社ジャヴァコーポレーション	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 田中 健之
株式会社シップス	東京都中央区銀座1丁目20番15号	代表取締役 三浦 義哲
株式会社ニューバランスジャパン	東京都千代田区神田神保町1丁目105番	代表取締役 久保田 伸一
株式会社T S I	東京都港区北青山1丁目2番3号	代表取締役

		下地 毅
キャロウェイアパレル株式会社	東京都港区元赤坂1丁目5番12号	代表取締役 齋藤 英孝
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	代表取締役 伊東 知康
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3丁目6番1号	代表取締役 井上 隆太
E L C ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	代表取締役 マシュー・フォックス
株式会社ラコステジャパン	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	代表取締役 李 孝
株式会社バレンシアガジャパン	東京都港区赤坂7丁目1番16号	代表取締役 金子 信隆
バーバリー・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座2丁目5番14号	代表取締役 小田切 賢太郎
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目16番12号	代表取締役 パスカル・センコフ
クラウン製靴株式会社	名古屋市瑞穂区豆田町5丁目2番地	代表取締役 岩田 達七
ボードライダーズジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号	代表取締役 サミー・ユー
マークジェイコブスジャパン株式会社	東京都港区南青山3丁目1番3号	代表取締役 ラジーブ シャルマ
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 アンドリュー・ブバラ
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	東京都中央区銀座5丁目5番4号	代表取締役 笹野 和泉
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社リーガルコーポレーション	千葉県浦安市日の出2丁目1番8号	代表取締役 武川 雄二
株式会社アンテプリマジャパン	東京都港区白金台3丁目19番1号	代表取締役 アンソニー・キ

		ヨン
福助株式会社	東京都江東区青海2丁目4番24号	代表取締役 佐橋 由文
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	代表取締役 犬塚 景子
サムソナイト・ジャパン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号	代表取締役 村井 博之
株式会社ドーム	東京都江東区有明1丁目3番33号	代表取締役 安田 秀一
ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座6丁目9番6号	代表取締役 谷口 秀夫
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジョイントワークス	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	東京都港区三田1丁目4番1号	代表取締役 門田 剛
株式会社アオイ	神戸市中央区港島中町2丁目3番5号	代表取締役 大島 崇
株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号	代表取締役 澁谷 治男
三喜商事株式会社	大阪市中央区瓦町3丁目3番2号	代表取締役 堀田 康彦
ディーゼルジャパン株式会社	大阪市中央区難波5丁目1番60号	代表取締役 高實 康誠
日本ロレアル株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	代表取締役 ジェローム・ブリュア
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マルジェラジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッシュライフラボ	東京都千代田区麴町5丁目7番1号	代表取締役 満塩 雅一
リヤドロジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目11番3号	代表取締役

		周 凱梁
エノテカ株式会社	東京都港区南麻布5丁目14番15号	代表取締役 黒木 誠也
株式会社ストラスブルゴ	東京都港区北青山3丁目5番12号	代表取締役 石原 秀樹
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ABAHOUSE SIDE-B	東京都渋谷区東1丁目26番20号	代表取締役 関川 聡
株式会社ジョイックスコーポレーション	東京都千代田区隼町3番16号	代表取締役 塩川 弘晃
ダイソン株式会社	東京都千代田区麴町1丁目12番1号	代表取締役 浅野 信弘
株式会社イッセイミヤケ	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目12番10号	代表取締役 北村 みどり
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区麴町5丁目7番2号	代表取締役 関口 正美
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役 永松 文彦
スウォッチグループジャパン株式会社	東京都中央区銀座7丁目9番18号	代表取締役 ハイディ シュ
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台2丁目18番1号	代表取締役 武内 一志
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17番12号	代表取締役 清水 英幸
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都中央区八丁堀3丁目1番9号	代表取締役 庄山 昌彦
フィスカース・ジャパン株式会社	東京都千代田区二番町11番19号	代表取締役 クリストフ・ジャック・ガブリエル・ランシュエー
プーマジャパン株式会社	東京都品川区大崎2丁目1番1号	代表取締役 中川 淳
株式会社コロニアスポーツウェアジャパン	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 マッスイモ・ラッザリ

アシックスジャパン株式会社	東京都江東区新砂3丁目1番18号	代表取締役 小林 淳二
株式会社P R A I A	東京都目黒区自由が丘1丁目29番5号	代表取締役 松井 茂大
トゥミジャパン合同会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号	代表取締役 造田 博之
シチズンリテイルプランニング株式会社	東京都新宿区百人町2丁目27番7号	代表取締役 瀧澤 誠
株式会社豊田貿易	東京都新宿区西新宿3丁目8番5号新栄ビル7階	代表取締役 豊田 隆二
カワノ株式会社	神戸市長田区大道通5丁目101番地の6	代表取締役 河野 忠友
株式会社T A S A K I	神戸市中央区港島中町6丁目3番地2	代表取締役 田島 寿一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2丁目4番1号	代表取締役 石井 稔晃
株式会社アウトティングスペース	大阪市住之江区中加賀屋4丁目4番18号	代表取締役 柴田 茂樹
株式会社エレメントルール	東京都港区南青山1丁目1番1号	代表取締役 小松崎 睦
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1丁目3番8号	代表取締役 太田 克枝
ドクターマーチン・エアウエアジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前5丁目2番28号	代表取締役 池田 マイク
ツヴィリングJ. A. ヘンケルスジャパン株式会社	岐阜県関市肥田瀬4064番地	代表取締役 アンドリュース・ハンキンソン
株式会社ヴァンドームヤマダ	東京都港区南青山5丁目12番1号	代表取締役 山田 潤
株式会社マルニジャパン	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	代表取締役 横溝 知将
株式会社マッキントッシュジャパン	東京都港区六本木1丁目8番7号	代表取締役 八木 雄三
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川2丁目2番43号	代表取締役 今村 英雄
三共生興ファッションサービス株式会社	大阪市中央区安土町2丁目5番6号	代表取締役 井ノ上 明

株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆央
イー・ジーニング株式会社	東京都荒川区東日暮里3丁目27番6号	代表取締役 林 史郎
Michael Kors Japan 合同会社	東京都港区南青山1丁目2番6号	代表取締役 山崎 大輔
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	代表取締役 鈴木 恒則
株式会社トゥモローランド	東京都港区南青山3丁目18番9号	代表取締役 佐々木 裕平
ヘインズブランズジャパン株式会社	東京都新宿区信濃町35番地	代表取締役 早瀬 圭一
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都渋谷区神宮前3丁目28番1号	代表取締役 松崎 善則
ゴディバジャパン株式会社	東京都港区六本木3丁目2番1号	代表取締役 ジェローム・シ ュシャン
Lindt & Sprungli Japan 株式会社	東京都港区南青山3丁目13番18号	代表取締役 アンドレ・ツイ メルマン

3 変更の年月日及び変更する理由

令和3年4月1日 代表者変更等のため

4 届出年月日

令和3年11月1日

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年7月28日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第1310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年3月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TerrasMa

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) 須磨区高倉再開計画

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

(変更後)

TerrasMa

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	代表取締役 花岡 正浩

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	代表取締役 藤野 悦郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社	兵庫県揖保郡太子町鶴495番地1	代表取締役

	山田 和弘
未定2区画	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
ヤマダストアー株式会社	兵庫県揖保郡太子町鶴495番地1	代表取締役 山田 和弘
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年11月27日

2(2)については、代表者変更については令和3年4月1日

2(3)については、令和3年11月27日

4 変更する理由

2(1)については、施設名称の正式決定のため。

2(2)については、代表取締役交代のため。

2(3)については、入店テナントの正式決定のため。

5 届出年月日

令和3年11月2日

6 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年7月28日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第1311号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年3月29日から4月以内に、神戸市に

対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム神戸玉津インター店

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) スーパービバホーム神戸玉津インター店

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1 外

(変更後)

スーパービバホーム神戸玉津インター店

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目 13番1号	代表取締役 渡邊 修
未定1店舗		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目 13番1号	代表取締役 坂本 晴彦
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 近澤 靖英

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年11月10日。

2(2)については、株式会社ビバホームは令和3年4月1日、未定小売業者は令和3年11月10日。

4 変更する理由

2(1)については、正式名称決定のため。

2(2)については、株式会社ビバホームは代表者が変更したため、及び未定小売業者が決定したため。

- 5 届出年月日
令和3年11月8日
- 6 縦覧期間
令和4年3月29日から令和4年7月28日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第1312号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年3月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年3月29日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
神戸北町複合商業施設
神戸市北区日の峰2丁目10番地1 ほか

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(仮称) 神戸北町複合商業施設
(変更後)

神戸北町複合商業施設

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原2丁目7番50号	代表取締役

		前田 秀人
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原2丁目7番50号	代表取締役 伊藤 仙治
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原2丁目7番50号	代表取締役 前田 秀人

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原2丁目7番50号	代表取締役 伊藤 仙治

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年7月20日。

2(2)については、三菱HCキャピタル株式会社は令和3年4月1日、株式会社サンディは令和3年7月1日。

2(3)については、令和3年7月1日。

4 変更する理由

2(1)については、店舗開業に伴い、施設名称が決定したため。

2(2)については、三菱HCキャピタル株式会社は建物設置者の会社名変更のため、株式会社サンディは代表者変更のため。

2(3)については、代表者変更のため。

5 届出年月日

令和3年12月15日

6 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年7月28日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

区 役 所

神戸市東灘区公告第82号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和4年3月11日

神戸市東灘区長 植松賢治

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸13-14神戸	令和4年3月7日
神戸13-19神戸	令和4年3月7日
神戸13-25神戸	令和4年3月7日
神戸13-35神戸	令和4年3月7日
神戸13-36神戸	令和4年3月7日

神戸市北区公告第66号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和4年3月14日

神戸市北区長 谷 真 行

- 1 本籍・住所・氏名 不詳
- 2 性別 男性
- 3 特徴 身長161cm、年齢70～80歳代（推定）、全身は高度に腐敗し一部が白骨化
- 4 死亡年月日（推定） 令和3年8月頃（推定）
- 5 発見年月日 令和3年11月23日午後2時58分
- 6 発見場所 神戸市北区道場町生野780番地北西へ約150メートルの山中
- 7 死因 不詳
- 8 遺留金品等 黒色長袖ポロシャツ、白色Tシャツ、ジーパン、茶色靴、赤色系トランク等。黒色小銭入れ（現金191円在中）等。

水道局

神戸市水道公告第114号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第6条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月16日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

(1) 件名

水道局オンラインシステム・コンピューター帳票印刷業務

(2) 数量

仕様書のとおり

(3) 納入場所

仕様書のとおり

(4) 納入期限

仕様書のとおり

(5) 業務の概要

仕様書のとおり

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 契約に関する事務を担当する部局

神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館6階

5 入札に関する事務を担当する部局

神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年3月24日（木）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)「神戸市ページの目次>物品発注情報(制限付一般競争入札)」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間 公告の日から令和4年3月24日(木)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

(2) ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、次によります。

ア 提出期間 公告の日から令和4年3月25日(金)正午まで

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期間

第1日目 令和4年3月29日(火) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和4年3月30日(水) 午前9時から午前10時まで

(2) 提出方法

入札説明書による。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和4年3月30日(水) 午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

12 入札保証金

規程第12条の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第9条第1項の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

15 その他

本契約に係る令和4年度神戸市水道事業会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しない場合があります。

交 通 局

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月29日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第11号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年1月交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(乗車券の無効及び回収)</p> <p>第30条 条例第15条の規定に基づき、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗車券(定期券及び無料乗車券を除く。以下この条において同じ。)を無効として回収することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(乗車券の無効及び回収)</p> <p>第30条 条例第15条の規定に基づき、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗車券(定期券及び無料乗車券を除く。以下この条において同じ。)を無効として回収することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>全線乗車券を通用区間又は乗車</u></p>

(4) [略]

(乗車券の不正使用に対する割増料金の徴収)

第30条の3 第30条の規定による乗車券を無効として回収することができる場合は、管理者は、条例第16条の規定に基づき相当料金及びこれと同額の割増料金を徴収することができる。

経路以外の停留所での乗降に使用したとき。

(5) 有効期間満了後の全線乗車券を使用したとき。

(6) [略]

(乗車券の不正使用に対する割増料金の徴収)

第30条の3 第30条の規定による乗車券を無効として回収することができる場合は、管理者は、条例第16条の規定に基づき次に掲げる区分による相当料金及びこれと同額の割増料金を徴収することができる。ただし、二以上の区分に該当する場合は、その額が最も大となる区分による。

区分	相当料金額
第1号から第4号及び第7号の場合	当該乗客が乗車した停留所から降車しようとした停留所までの普通料金額（当該乗客が乗車した停留所が明らかでないときは、当該乗客が乗車した乗合自動車の始発停留所から乗車したものとみなす。）
第5号の場合	普通料金の3倍の額
第6号の場合	普通料金の3倍に当該全線乗

号の 場合	車券の通用期間満了日の翌日 から無効の事実の発見された 当日までの日数を乗じて得た 額
----------	------------------------------------------------------

2 前項の相当料金は、当該乗客が乗車した停留所から降車しようとした停留所までの普通料金額（当該乗客が乗車した停留所が明らかでないときは、当該乗客が乗車した乗合自動車の始発停留所から乗車したものとみなす。）とする。

（神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の一部改正）

第2条 神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成11年9月交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（カードの種類、使用可能額及び発売額等）	（カードの種類、使用可能額及び発売額等）
第3条 カードの種類及び発売額は次のとおりとする。 市バス・地下鉄共通NEW Uライン	第3条 カードの種類及び発売額は次のとおりとする。 <u>(1)</u> 市バス・地下鉄共通NEW Uラ

カード

種類	使用可能額	発売額
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

インカード

種類	使用可能額	発売額
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(2) 市バス専用カード

種類	使用可能額	発売額
大人用1,000円券	1,100円	発売なし
大人用2,000円券	2,200円	発売なし
大人用4,000円券	4,600円	発売なし
小児用1,000円券	1,100円	発売なし

(3) 市バス昼間専用カード

種類	使用可能額	発売額
大人用1,000円券	1,300円	発売なし
大人用2,000円券	2,600円	発売なし
大人用4,000円券	5,600円	発売なし

2、3 [略]

4 市バス専用カードは、乗合自動車に限り使用することができる。

5 市バス昼間専用カードは、午前9時30分から午後4時（降車時）まで、乗合自動車に限り使用できるものとする。ただし、市バス昼間専用カードのうち4,000円券について

は、普通区（均一制）の運転系統以外の運転系統には使用できない。

6 山陽バス株式会社の発行する「山陽バスカード」は、山陽バスとの共同運行系統（15、48、50、51、52、53、54、55、56、59、121、161、171及び191系統）、同系統の区間へ乗り入れる系統（58系統）、その他垂水区内を運行する系統（57系統）及び名谷駅に発着する系統（70、73、74、76、77、78、79、83、84及び120系統）の乗合自動車において使用することができる。

（使用条件）

第6条 カードを所持する乗客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。

(1) 乗合自動車におけるカードの使用

ア～エ [略]

オ 市バス専用カード小児用

1,000円券は、小児のほか高速鉄道乗車料規程第9条の2第1項に定める大人も使用することができる。

(2) [略]

（乗継割引の適用条件）

第6条の2 市バス・地下鉄共通NEW Uラインカードを所持する者が、乗

（使用条件）

第6条 カードを所持する乗客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。

(1) 乗合自動車におけるカードの使用

ア～エ [略]

(2) [略]

（乗継割引の適用条件）

第6条の2 市バス・地下鉄共通NEW Uラインカードを所持する者が、乗

合自動車と高速鉄道又は高速鉄道と乗合自動車とを同じ日に乗り継いで乗車する場合は、乗継後の高速鉄道又は乗合自動車における乗車料金の差し引きに当たっては、前条の規定にかかわらず、乗車料金から次の各号に定める額を減額した額を残額から減額する。

(1)～(3) [略]

2 前項において、乗り継いで乗車する場合の乗合自動車には、神姫バス株式会社の運行する路線のうち山手線を含む。

(不正使用等の乗客に対する割増料金の収受)

第11条 前条の規定によりカードを無効として回収した場合は、当該不正使用が乗合自動車でなされたときにあつては、乗合自動車乗車料規程第30条の3の規定を、高速鉄道でなされたときにあつては、高速鉄道乗車料規程第26条第1項及び同条第5項の規定を準用する。

(種類の変更及び払戻し)

第13条 カードは、使用開始前又は使用開始後のいずれであっても、その種類の変更及び払戻しは行わない。

合自動車と高速鉄道又は高速鉄道と乗合自動車とを同じ日に乗り継いで乗車する場合は、乗継後の高速鉄道又は乗合自動車における乗車料金の差し引きに当たっては、前条の規定にかかわらず、乗車料金から次の各号に定める額を減額した額を残額から減額する。

(1)～(3) [略]

2 前項において、乗り継いで乗車する場合の乗合自動車には、神戸交通振興株式会社の運行する路線（シー・ループ線を除く。）を含む。

(不正使用等の乗客に対する割増料金の収受)

第11条 前条の規定によりカードを無効として回収した場合は、当該不正使用が乗合自動車でなされたときにあつては、乗合自動車乗車料規程第30条の3の規定（第1項の表中第5号の場合及び第6号の場合の項を除く。）を、高速鉄道でなされたときにあつては、高速鉄道乗車料規程第26条第1項及び同条第5項の規定を準用する。

(種類の変更及び払戻し)

第13条 カードは、使用開始前又は使用開始後のいずれであっても、その種類の変更及び払戻しは行わない。

	<p><u>ただし、市バス専用カード及び市バス昼間専用カードは、別に定めるところにより払戻しを行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による払戻しの手数料は、カード1枚につき210円とする。</u></p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年6月交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p><u>（神戸交通振興株式会社の運行する乗合自動車との連絡）</u></p> <p><u>第3条の2 神戸交通振興株式会社の運行する路線（シティー・ループ線を除く。）については、普通区の本市乗合自動車との共通乗車を認めるものとする。</u></p>

(神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程（平成18年9月交規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（SFの機能のみを有するIC証票乗車券と他の乗車券との併用）</p> <p>第9条の2 第8条並びに前条第10項及び第11項の規定にかかわらず、高速鉄道にあって当局線内で乗降する場合にあっては、自動改札機による改札を受けて出場する前に、係員に申告し係員操作により出場することにより、SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と他のIC証票乗車券以外の乗車券とを併せて使用し、精算することができる。</p> <p>2 SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と併せて使用し、精算することができる他のIC証票乗車券以外の乗車券は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 高速鉄道乗車料規程第3条第1項各号、<u>連絡運輸規程第2条第1項各号</u>及び<u>身体障害者等の乗車証</u></p>	<p>（SFの機能のみを有するIC証票乗車券と他の乗車券との併用）</p> <p>第9条の2 第8条並びに前条第10項及び第11項の規定にかかわらず、高速鉄道にあって当局線内で乗降する場合にあっては、自動改札機による改札を受けて出場する前に、係員に申告し係員操作により出場することにより、SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と他のIC証票乗車券以外の乗車券とを併せて使用し、精算することができる。</p> <p>2 SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と併せて使用し、精算することができる他のIC証票乗車券以外の乗車券は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 高速鉄道乗車料規程第3条第1項各号及び<u>連絡運輸規程第2条第1項各号</u>に定める普通券、回数</p>

の取扱いに関する規程（昭和42年12月交規程第22号）第7条第1項
に定める普通券、回数券、定期券

(2) 神戸市交通局前払式料金カード
取扱規程（平成9年4月交規程第
2号。以下、「前払式料金カード
規程」という。）第3条第1項に
定める市バス・地下鉄共通NEW U
ラインカード
(乗継料金)

第15条の2 第7条第1項に定めるIC
証票乗車券（福祉乗車証を除く）を
使用して、本市が運行する乗合自動
車に乗車した旅客が、当該乗合自動
車を降車した時刻から60分以内に連
続して本市が運行する乗合自動車を
降車するとき（以下「乗継乗車」と
いう。）は、1乗車目及び2乗車目
にかかる普通料金の合計から、次の
各号に掲げる額のうち最も低廉な額
を控除した乗継料金を適用する。

- (1) 1乗車目にかかる普通料金相当
額
- (2) 2乗車目にかかる普通料金相当
額
- (3) 控除上限額

券、定期券

(2) 神戸市交通局前払式料金カード
取扱規程（平成9年4月交規程第
2号。以下、「前払式料金カード
規程」という。）第3条第1項第
1号に定める市バス・地下鉄共通
NEW Uラインカード
(乗継料金)

第15条の2 第7条第1項に定めるIC
証票乗車券（福祉乗車証を除く）を
使用して、本市が運行する乗合自動
車に乗車した旅客が、当該乗合自動
車を降車した時刻から60分以内に連
続して本市が運行する乗合自動車を
降車するとき（以下「乗継乗車」と
いう。）は、乗継乗車にかかる普通
料金（特別割引用ICカードは乗合自
動車乗車料規程第7条に定める割引
後の料金）の合計から210円（小児
と敬老優待乗車証、特別割引用ICカ
ード（大人）は110円、特別割引用
ICカード（小児）は60円）を控除し
た乗継料金を適用する。ただし、
210円未満の区間（小児と敬老優待
乗車証、特別割引用ICカード（大
人）は110円未満、特別割引用ICカ
ード（小児）は60円未満）に乗り継

ぐ場合は、当該区間の料金を控除した額とする。

2 前項の普通料金及び控除上限額

は、旅客の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

旅客の区分	普通料金	控除上限額
小児用IC証 票乗車券を 使用する者	前条第1項に 定める料金	110円
特別割引用 ICカード (大人)を 使用する者	前条第2項に 定める料金	110円
特別割引用 ICカード (小児)を 使用する者		60円
敬老優待乗 車証を使用 する者	身体障害者等 の乗車証の取 扱いに関する 規程(昭和42 年12月交規程 第22号)第5 条第3項第1 号に定める料 金	110円
その他のIC	前条第1項に	210円

証票乗車券 を使用する 者	定める料金	
特別初乗料 金の適用を 受ける者	次条に定める 料金	110円

3 第1項の乗継料金は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) 乗継乗車の1乗車目にすでに乗継料金が適用されているとき。

(5) 乗継乗車の1乗車目において前条第4項に定めるポイントを利用して乗車した場合

(6) 料金箱の読取機で降車処理を受ける前に、係員に申告し係員操作により降車した場合。ただし、第19条第3号に定める場合にあつては、この限りではない。

(7) 第19条第3号に定める場合の同伴する旅客

4 第1項に規定する本市が運行する乗合自動車には、神姫バス株式会社の運行する路線のうち山手線を含む。

(特定停留所間における特別初乗料金)

2 前項の乗継料金は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) 乗継乗車後に他の本市が運行する乗合自動車を60分以内に降車したとき。

(5) 乗継乗車の最初の乗車において前条第4項に定めるポイントを利用して乗車した場合。

(6) 料金箱の読取機で降車処理を受ける前に、係員に申告し係員操作により降車した場合。ただし、第19条第3項に定める場合にあつては、この限りではない。

(7) 第19条第4号に定める同伴する旅客

3 第1項に規定する本市が運行する乗合自動車には、神戸交通振興株式会社の運行する路線（シティー・ループ線を除く。）を含む。

第15条の3 第7条第1項に定めるIC

証票乗車券（料金区分が小児のもの、特別割引用ICカード、神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証を除く）を使用して、別表第6に掲げる停留所相互間を乗車した場合は、110円の特別初乗料金を適用する。

2 前項の特別初乗料金は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 乗車において有効な区間を含むIC証票定期券を使用したとき。
- (2) 乗車時にICカード読取機で乗車処理を受けていない場合
- (3) 料金箱の読取機で降車処理を受ける前に、係員に申告し係員操作により降車した場合。ただし、第19条第3号に定める場合にあつては、この限りではない。

(4) 第19条第3号に定める場合の同伴する旅客

(ポストペイ料金)

第17条 ポストペイの機能を有するIC証票普通券を用いて乗車する場合は、料金（第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができない間に使用する場合は料金を除く。以下この条において同

(ポストペイ料金)

第17条 ポストペイの機能を有するIC証票普通券を用いて乗車する場合は、料金（第9条第3項の規定によりポストペイの機能を利用することができない間に使用する場合は料金を除く。以下この条において同

じ。)をまとめて後払いすることができる。

2 [略]

3 前項の規定により後払いする料金(以下「ポストペイ料金」という。)は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。)を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車(神姫バス株式会社の運行する路線のうちシティー・ループ線及び山手線を含む。)、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)にあつては別表第3に、高速鉄道(北神線)にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小児80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。

4、5 [略]

じ。)をまとめて後払いすることができる。

2 [略]

3 前項の規定により後払いする料金(以下「ポストペイ料金」という。)は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。)を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車(神戸交通振興株式会社の運行する路線を含む。)、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)にあつては別表第3に、高速鉄道(北神線)にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小児80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。

4、5 [略]

(効力)

第19条 第8条の規定により使用する
場合のIC証票普通券の効力は、次の
各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)、(5) [略]

別表第5 [略]

別表第6 (第15条の3関係) 特別初

乗料金を適用する特定停留所

加納町3丁目

雲井通

三宮駅前

地下鉄三宮駅前

三宮センター街東口

三宮バスターミナル

市役所前

貿易センター前

東遊園地前

税関前

三宮町1丁目

三宮町2丁目

元町駅前

中山手3丁目

山本通3丁目

元町1丁目

(効力)

第19条 第8条の規定により使用する
場合のIC証票普通券の効力は、次の
各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前項の場合において、同伴する
旅客には、第15条の2に規定する
乗継料金は適用しない。

(5)、(6) [略]

別表第5 [略]

三宮神社前
磯上公園前
三宮駅ターミナル前
旭通3丁目
新生田川
旭中央住宅前
神戸市立博物館前
京町筋
市民福祉交流センター前
トアロード
貿易センター北

(神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程の一部改正)

第5条 神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程(令和3年3月交規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規程は、神戸市乗合自動車の乗車料金に関する条例施行規程(昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」とい	(目的) 第1条 この規程は、神戸市乗合自動車の乗車料金に関する条例施行規程(昭和40年1月交規程第24号。以下「乗合自動車乗車料規程」とい

う。)第3条第1項第2号及び神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規程第3号。以下「IC乗車券規程」という。)第15条第4項に規定する、神戸市交通局、山陽バス株式会社、神姫バス株式会社(以下「サービス提供社局」という。)が共同で運営・提供する神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象となる乗合自動車)

第3条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する乗合自動車(以下、「ポイント対象バス」という。)に対して適用する。

- (1) 神戸市交通局が運行する全路線
- (2) 山陽バス株式会社が運行する、高速バスを除く全路線
- (3) 神姫バス株式会社が運行する路線のうち山手線

2 [略]

(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)

第11条 普通ポイント及び昼間ポイン

う。)第3条第1項第2号及び神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程(平成18年9月交規程第3号。以下「IC乗車券規程」という。)第15条第4項に規定する、神戸市交通局、山陽バス株式会社、神戸交通振興株式会社(以下「サービス提供社局」という。)が共同で運営・提供する神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス(以下「ポイントサービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象となる乗合自動車)

第3条 ポイントサービスは、次の各号に掲げる路線を運行する乗合自動車(以下、「ポイント対象バス」という。)に対して適用する。

- (1) 神戸市交通局が運行する全路線
- (2) 山陽バス株式会社が運行する、高速バスを除く全路線
- (3) 神戸交通振興株式会社が運行する、シティ・ループ線を除く全路線

2 [略]

(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)

第11条 普通ポイント及び昼間ポイン

トについて、管理者は、利用登録を承認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録ICカードのSFから減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。

(1)、(2) [略]

2 [略]

3 管理者は、次の各号に対しては、普通ポイント及び昼間ポイントを付与しない。

(1)、(2) [略]

(3) IC乗車券規程第15条の2に定める乗継料金が適用された場合に、乗車料金から控除された額

(4) [略]

トについて、管理者は、利用登録を承認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録ICカードのSFから減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。

(1)、(2) [略]

2 [略]

3 管理者は、次の各号に対しては、普通ポイント及び昼間ポイントを付与しない。

(1)、(2) [略]

(3) IC乗車券規程第15条の2に定める乗継料金が適用された場合に、普通料金（特別割引用ICカードは乗合自動車乗車料規程第7条に定める割引後の料金）から控除された額

(4) [略]

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第6条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程（平成26年3月交規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現に発行されているこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定による全線乗車券は、<u>令和4年3月31日まで</u>、この規程の施行後においてもなお、従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>3 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券のうち<u>共用区路線の回数券</u>は、この規程による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「新乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合におい</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現に発行されているこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定による全線乗車券は、<u>当分の間</u>、この規程の施行後においてもなお、従前の例により使用することができるものとする。</p> <p>3 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券は、この規程による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「新乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、新乗合自動車規程第3条</p>

て、新乗合自動車規程第3条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。

- 4 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券のうち共用区路線の回数券で不用となつた未使用の回数券は、通用期間内に限り払戻しする。払戻金額は、券面表示の料金額と既に使用済みの券片を旧規程第3条第1項第1号に規定する普通料金に換算して合計した額との差額から払戻手数料を控除して得た額とし、払戻手数料は、回数券1冊（1冊に満たないものは1冊とみなす）につき210円とする。
- 9 この規程の施行の際現にこの規程の第3条の規定による改正前の神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（以下「旧カード取扱規程」という。）の規定に基づき発売されている市バス乗継割引カードについては、なお従前の例により令和4年3月31日まで使用することができるものとし、払戻しの手数料は、平成27

第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。

- 4 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券で不用となつた未使用の回数券は、通用期間内に限り払戻しする。払戻金額は、券面表示の料金額と既に使用済みの券片を旧規程第3条第1項第1号に規定する普通料金に換算して合計した額との差額から払戻手数料を控除して得た額とし、払戻手数料は、回数券1冊（1冊に満たないものは1冊とみなす）につき210円とする。
- 9 この規程の施行の際現にこの規程の第3条の規定による改正前の神戸市交通局前払式料金カード取扱規程の規定に基づき発売されている市バス乗継割引カードについては、なお従前の例により使用することができるものとし、払戻しの手数料は、平成27年3月31日までの間は無料とする。

年3月31日までの間及び令和4年4月1日から令和9年3月31日までは無料とし、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、旧カード取扱規程第3条第1項第4号の発売額に券面額から既に使用した料金を控除して得た額を乗じて、券面額で除した額を払戻すものとする。

11 [略]

12 附則第2項における全線乗車券は令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、払戻しするものとし、払戻し金額は旧乗合自動車規程第3条第2項に規定する発売額とする。

13 この規程の施行の際現に発行されている旧乗合自動車規程第3条第1項第3号の規定による回数券のうち普通区及び共用区路線を除く近郊区の回数券は、新乗合自動車規程第3条第1項第2号の規定にかかわらず、令和4年3月31日まで、この規程の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、新乗合自動車規程第3条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、

11 [略]

管理者は、差額の追徴を行うものとする。

- 14 前項における回数券で不用となつた未使用の回数券は、通用期間内に限り令和9年3月31日まで、払戻しする。払戻金額は、券面表示の料金額と既に使用済みの券片を旧乗合自動車規程第3条第1項第1号に規定する普通料金に換算して合計した額との差額から回数券1冊（1冊に満たないものは1冊とみなす）につき210円の払戻手数料を控除して得た額とし、令和4年4月1日から令和9年3月31日までは、旧乗合自動車規程第3条第1項第3号に規定する発売額に券面額に残存する枚数を乗じて、つづり枚数で除した額を払戻すものとする。

（神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第7条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程（令和3年6月交規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現に発行されているこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定による市バス専用カード、市バス昼間専用カードは、令和4年3月31日まで、この規程の施行後においてもなお、従前の例により使用することができるものとし、<u>令和4年3月31日までは、この規程の施行後においてもなお、旧乗合自動車規程第28条の規定により払戻すものとし、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、旧乗合自動車規程第3条第1項第2号の発売額に券面額から既に使用した料金を控除して得た額を乗じて、券面額で除した額を払戻すものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現に発行されているこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第2号の規定による市バス専用カード、市バス昼間専用カードは、令和4年3月31日まで、この規程の施行後においてもなお、従前の例により使用することができるものとし、<u>当分の間、この規程の施行後においてもなお、旧乗合自動車規程第28条の規定により払戻すものとする。</u></p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第5号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和4年3月15日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和40年1月管理規程第24号）<u>第2条及び第3条</u>ただし書の規定に基づき、乗合自動車の路線の種別、料金区間及び運転系統、近郊区の普通料金を次のとおり定める。</p>	<p>神戸市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和40年1月管理規程第24号）<u>第2条、第3条</u>ただし書及び<u>第4条</u>の規定に基づき、乗合自動車の路線の種別、料金区間及び運転系統、近郊区の普通料金を次のとおり定める。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
1 普通区(均一制)の運転系統及び料金 料金 210円		1 普通区(均一制)の運転系統及び料金 料金 210円	
系統番号	区間	区間	主な経由地
[略]	[略]	[略]	[略]
16	JR六甲道	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
37	JR甲南山手～JR甲南山手	阪急御影～阪急御影	JR住吉駅前、東灘区役所前、 <u>JR甲南山手</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
39	JR住吉駅前、甲南医療センター前、鴨子ヶ原2丁目、住吉山手	[略]	JR住吉駅前、甲南医療センター前、鴨子ヶ原、住吉山手
[略]	[略]	[略]	[略]
43	神大深江キャンパス前、JR本山駅前	[略]	神大海事科学部前、JR本山駅前
[略]	[略]	[略]	[略]
89	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
90		石屋川～中突堤中央ターミナル	灘区役所前、将軍通、布引、地下鉄三宮駅前、中突堤
90の1		楠丘町2丁目～中突堤中央ターミナル	石屋川車庫前、灘区役所前、将軍通、布引、三宮
[略]	[略]	[略]	[略]
100	JR六甲道～日赤病院前	JR六甲道	灘区役所前、将軍通、 <u>県立美術館前</u> 、日赤病院前、灘の浜東
[略]	[略]	[略]	[略]
125		[略]	[略]
新港町	三宮駅前～三宮駅前	[略]	[略]

2 近郊区(均一制)の運転系統及び料金

料金 210円

系統番号	区間	主な経由地
[略]	[略]	[略]
57	垂水東口～垂水東口	青山台、垂水東中学校前
[略]	[略]	[略]

2 近郊区(均一制)の運転系統及び料金

料金 210円

系統番号	区間	主な経由地
[略]	[略]	[略]
57	青山台～垂水東中学校前	垂水東口
[略]	[略]	[略]

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則をここに公布する。

令和4年3月11日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第14号

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者（以下「事業者」という。）の選定について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校支援部健康教育課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

人事委員会

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第7号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月15日人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
1 選考により採用することができる労務職員の職は、別表_____の欄に掲げる職とし、その選考の基準は、同表職の欄に掲げる職に応じてそれぞれ当該資格要件の欄に掲げる資格要件を有し、かつ、_____必要に応じて行う体力検査、身体検査に合格することとする。ただし、人事委員会が別に定める特別の場合においては、この限りでない。	1 選考により採用することができる労務職員の職は、別表第1職の欄に掲げる職とし、その選考の基準は、同表職の欄に掲げる職に応じてそれぞれ当該資格要件の欄に掲げる資格要件を有し、かつ、別表第2に定める体力検査及び_____身体検査に合格することとする。ただし、人事委員会が別に定める特別の場合においては、この限りでない。

2 [略]

別表 _____

別表第2 削除

2 [略]

別表第1

別表第2

1 基準

区分	測定 の 意 義	基準			検査 方 法
		甲	乙	丙	
1	細胞内換気能力をみる。	3,200 cc 以上	2,700 cc 以上	2,200 cc 以上	肺活量計で1回測定し、基準値に満たない場合は3回まで測定する。
2	背筋力	120 kg 以上	100 kg 以上	60 kg 以上	背筋力計

	筋力	をみる。			で1回測定し、基準値に満たない場合は3回まで測定する。
<p>2 適用範囲</p> <p>(1) 基準甲を適用する職</p> <p>ア 造園手、衛生業務手、予防衛生業務員、土木工手、動物飼育手、建設技術手、甲板員及び機関員並びにこれらの職の助手</p> <p>イ 自動車運転手（廃棄物の収集運搬業務に従事する者に限る。）、環境技術手及び保線技士</p> <p>(2) 基準乙を適用する職</p> <p>ア 別表第1の第1項に掲げる職（調理士及び廃棄物の収集運搬業務に従事する自動車運転手を除く。）</p> <p>イ 電工助手</p>					

	<p>ウ 防疫手、営繕工及び機械操作手並びにこれらの職の助手</p> <p>エ 高速鉄道車掌、駅掌、電気機械技士、守衛及び更生業務員</p> <p>(3) 基準丙を適用する職</p> <p>ア 調理士、調理員及び介護業務員（背筋力の検査は省く。）</p> <p>イ 病院業務員、施設管理員及び管理員並びにこれらの職の助手</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第9号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則
(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第5条の3関係) ア 教育職給料表(2)		別表(第5条の3関係) ア 教育職給料表(2)	
職務の級	調整額	職務の級	調整額
[略]	[略]	[略]	[略]
2級	10,600円。ただし、1号給にあつては8,094円、2号給にあつては8,175円、3号給にあつては8,261円、4号給にあつては8,346円、5号給にあつては8,432円、6号給にあつては8,518	2級	10,500円。ただし、1号給7,915円にあつては、2号給7,996円にあつては、3号給にあつては8,077円、4号給にあつては8,158円、5号給にあつては8,239円、6号給にあつては8,325

円、7号給にあつては8,603
 円、8号給にあつては8,689
 円、9号給にあつては8,778
 円、10号給にあつては8,868
 円、11号給にあつては8,958
 円、12号給にあつては9,048
 円、13号給にあつては9,138
 円、14号給にあつては9,233
 円、15号給にあつては9,323
 円、16号給にあつては9,413
 円、17号給にあつては9,504
 円、18号給にあつては9,584
 円、19号給にあつては9,666
 円、20号給にあつては9,750
 円、21号給にあつては9,836
 円、22号給にあつては9,931
 円、23号給にあつては10,025
 円、24号給にあつては10,120
 円、25号給にあつては10,214
 円、26号給にあつては10,309
 円、27号給にあつては10,403
 円、28号給にあつては10,498
 円、29号給にあつては10,592円

<u>3</u> 級	11,000円
<u>4</u> 級	11,400円
<u>5</u> 級	12,400円

円、7号給にあつては8,410
 円、8号給にあつては8,496
 円、9号給にあつては8,572
 円、10号給にあつては8,662
 円、11号給にあつては8,752
 円、12号給にあつては8,842
 円、13号給にあつては8,923
 円、14号給にあつては9,013
 円、15号給にあつては9,103
 円、16号給にあつては9,193
 円、17号給にあつては9,279
 円、18号給にあつては9,373
 円、19号給にあつては9,468
 円、20号給にあつては9,562
 円、21号給にあつては9,643
 円、22号給にあつては9,738
 円、23号給にあつては9,832
 円、24号給にあつては9,927
 円、25号給にあつては10,021
 円、26号給にあつては10,116
 円、27号給にあつては10,210
 円、28号給にあつては10,305
 円、29号給にあつては10,399円

<u>3</u> 級	11,400円
<u>4</u> 級	12,400円

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和55年3月人委規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育職給料表(2)の適用範囲)</p> <p>第4条 教育職給料表(2)は、次の各号に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 高等学校に勤務する校長、教頭、<u>主幹教諭、教諭</u>、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、主任実習助手及び実習助手</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部に勤務する主任実習助手及び実習助手</p> <p>2 教育職給料表(2)の備考の2の人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が<u>4級</u>である者とする。</p>	<p>(教育職給料表(2)の適用範囲)</p> <p>第4条 教育職給料表(2)は、次の各号に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、主任実習助手及び実習助手</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部に勤務する主任実習助手及び実習助手</p> <p>2 教育職給料表(2)の備考の2の人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が<u>3級</u>である者とする。</p>

(教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 教員特別手当に関する規則(昭和50年10月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者 (第2条関係)						別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者 (第2条関係)					
職員の区分	職務の級 号給	[略]	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級 号給	[略]	3 級	4 級	
再任用職員以外の職員	1号給から4号給まで	[略]	円	[略]	[略]	再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	
	5号給から8号給まで		3,900								
	9号給から12号給まで		3,900								
	13号給から16号給まで		4,400								
	17号給から20号給まで		4,600								
	21号給から24号給まで		4,900								
	25号給から28号給まで		5,000								
	29号給から32号給まで		5,200								
	33号給から36号給まで		5,300								
	37号給から40号給まで		5,500								
	41号給から44号給まで		5,600								
	45号給から48号給まで		5,800								
	49号給から52号給まで		5,900								
	53号給から56号給まで		6,100								
	57号給から60号給まで		6,200								
	61号給から64号給まで		6,400								
	65号給から68号給まで		6,600								
69号給から72号給まで		6,700									
73号給から76号給まで		6,800									
77号給から80号給まで		6,900									
			7,000								

	81号給から 84号給まで		7,100							
	85号給から 88号給まで		7,200							
	89号給から 92号給まで		7,200							
	93号給から 96号給まで		7,300							
	97号給から 100号給まで		7,300							
	101号給から 104号給まで		7,400							
	105号給から 108号給まで		7,400							
	109号給から 112号給まで		7,400							
	113号給から 116号給まで		7,400							
	117号給から 120号給まで		7,500							
	121号給から 124号給まで		7,500							
	125号給から 128号給まで [略]		7,500							
再任用職員		[略]	4,300	[略]	[略]	再任用職員		[略]	[略]	[略]

(神戸市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市職員の退職管理に関する規則(平成28年4月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p>第14条 法第38条の2第8項に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条例別表第6第1号の表に規定する6級若しくは7級の職、同表第2号の表に規定する6級若しくは7級の職、同表第4号の表に規定する<u>5級</u>の職、同表第6号の表に規定する5級の職、同表第7号の表に規定する5級の職、同表第8号の表に規定する3級若しくは4級の職又は同表第9号の表に規定する6級の職</p> <p>(2) 級別基準職務表の適用範囲に関する規則別表第1に規定する6級若しくは7級の職、別表第2に規定する6級若しくは7級の職、別表第3に規定する<u>5級</u>の職又は別</p>	<p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p>第14条 法第38条の2第8項に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条例別表第6第1号の表に規定する6級若しくは7級の職、同表第2号の表に規定する6級若しくは7級の職、同表第4号の表に規定する<u>4級</u>の職、同表第6号の表に規定する5級の職、同表第7号の表に規定する5級の職、同表第8号の表に規定する3級若しくは4級の職又は同表第9号の表に規定する6級の職</p> <p>(2) 級別基準職務表の適用範囲に関する規則別表第1に規定する6級若しくは7級の職、別表第2に規定する6級若しくは7級の職、別表第3に規定する<u>4級</u>の職又は別</p>

表第5に規定する5級の職

(3) [略]

(4) [略]

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 神戸市職員の給与等に関する条例別表第6第1号の表に規定する6級以上の職、同表第2号の表に規定する6級以上の職、同表第4号の表に規定する5級の職、同表第6号の表に規定する5級の職、同表第7号の表に規定する5級の職、同表第8号の表に規定する3級以上の職又は同表第9号の表に規定する6級の職

(2) 級別基準職務表の適用範囲に関する規則別表第1に規定する6級以上の職、別表第2に規定する6級以上の職、別表第3に規定する5級の職又は別表第5に規定する5級の職

(3) [略]

(4) [略]

表第4に規定する3級若しくは4級の職

(3) [略]

(4) [略]

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 神戸市職員の給与等に関する条例別表第6第1号の表に規定する6級以上の職、同表第2号の表に規定する6級以上の職、同表第4号の表に規定する4級の職、同表第6号の表に規定する5級の職、同表第7号の表に規定する5級の職、同表第8号の表に規定する3級以上の職又は同表第9号の表に規定する6級の職

(2) 級別基準職務表の適用範囲に関する規則別表第1に規定する6級以上の職、別表第2に規定する6級以上の職、別表第3に規定する4級の職又は別表第4に規定する3級以上の職

(3) [略]

(4) [略]

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和34年3月人委規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教員の手当)</p> <p>第2条 農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、<u>主幹教諭、教諭、助教諭若しくは常時勤務の講師</u>(以下「教員」という。)で、農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合には、その者に手当を支給する。</p>	<p>(教員の手当)</p> <p>第2条 農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、<u>教諭、助教諭若しくは常時勤務に服することを要する講師</u>(以下「教員」という。)で、農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合には、その者に手当を支給する。</p>

(定時制教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 定時制教育手当の支給に関する規則(昭和35年10月人委規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(手当の支給額)</p> <p>第3条 校長、教頭、<u>主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び常時勤務の講師並びに実習助手</u>に支給する手当の月額は、その者が現に受けている給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、給料が条例第6条第3項又は神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号。以下「施行規則」という。)第3条第5項の規定により算出されている場合には、その給料の額にその割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 校長及び教頭については、それぞれ100分の8</p> <p>(2) 前号以外の者については、100分の10</p>	<p style="text-align: center;">(手当の支給額)</p> <p>第3条 校長、教頭、<u>教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び常勤の講師並びに実習助手</u>に支給する手当の月額は、その者が現に受けている給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、給料が条例第6条第3項又は神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月神人委規則第11号。以下「施行規則」という。)第3条第5項の規定により算出されている場合には、その給料の額にその割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 校長及び教頭については、それぞれ100分の8</p> <p>(2) 前号以外の者については、100分の10</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第10号

神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(平成13年3月人委規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前			
別表第4 昇格時号給対応表(第9条関係) エ 教育職給料表(2) 昇格時号給対応表					別表第4 昇格時号給対応表(第9条関係) エ 教育職給料表(2) 昇格時号給対応表			
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	[略]	3 級	4 級	5 級		[略]	3 級	4 級
1	[略]	1	1	[略]	1	[略]	1	[略]
2		1	1		2		1	
3		1	1		3		1	
4		1	1		4		1	
5		1	1		5		1	
6		1	1		6		1	
7		1	1		7		1	
8		1	1		8		1	
9		1	1		9		1	
10		1	1		10		1	
11		1	1		11		1	
12		1	1		12		1	
13		1	1		13		1	
14		1	2		14		1	
15		1	3		15		1	
16		1	4		16		1	
17		1	5		17		1	
18		1	6		18		1	
19		1	7		19		1	
20		1	8		20		1	
21		1	9		21		1	
22		1	10		22		1	
23		1	11		23		1	
24		1	12		24		1	
25		1	13		25		1	
26		1	14		26		1	
27		1	15		27		1	
28		1	16		28		1	
29		1	17		29		1	
30		1	18		30		1	
31		1	19		31		1	
32		1	20		32		1	
33		1	21		33		1	
34		1	22		34		1	
35		1	23		35		1	
36		1	24		36		1	
37		1	25		37		1	
38		1	26		38		1	
39		1	27		39		1	
40		1	28		40		1	
41		1	29		41		1	
42		2	30		42		1	
43		3	31		43		1	
44		4	32		44		1	
45		5	33		45		1	
46		6	34		46		1	
47		7	35		47		1	
48		8	36		48		1	
49		9	37		49		1	
50		10	38		50		1	
51		11	39		51		1	
52		12	40		52		1	
53		13	41		53		1	
54		14	42		54		2	

55	15	43	55	3
56	16	44	56	4
57	17	45	57	5
58	18	46	58	6
59	19	47	59	7
60	20	48	60	8
61	21	49	61	9
62	22	50	62	10
63	23	51	63	11
64	24	52	64	12
65	25	53	65	13
66	26	54	66	14
67	27	55	67	15
68	28	56	68	16
69	29	57	69	17
70	30	57	70	18
71	31	58	71	19
72	32	58	72	20
73	33	59	73	21
74	34	59	74	22
75	35	60	75	23
76	36	60	76	24
77	37	61	77	25
78	38	62	78	26
79	39	63	79	27
80	40	64	80	28
81	41	65	81	29
82	42	65	82	30
83	43	66	83	31
84	44	66	84	32
85	45	67	85	33
86	46	67	86	34
87	47	68	87	35
88	48	68	88	36
89	49	69	89	37
90	50	69	90	38
91	51	70	91	39
92	52	70	92	40
93	53	71	93	41
94	54	71	94	42
95	55	72	95	43
96	56	72	96	44
97	57	73	97	45
98	58	73	98	46
99	59	73	99	47
100	60	74	100	48
101	61	74	101	49
102	62	74	102	50
103	63	75	103	51
104	64	75	104	52
105	65	75	105	53
106	65	76	106	53
107	66	76	107	53
108	66	76	108	54
109	67	77	109	54
110	67	77	110	54
111	68	77	111	55
112	68	78	112	55
113	69	78	113	55
114	70	78	114	56
115	71	79	115	56
116	72	79	116	56
117	73	79	117	57
118	73	80	118	57

119	74	80	119	58
120	74	80	120	58
121	75	81	121	59
122	75	81	122	59
123	76	82	123	60
124	76	82	124	60
125	77	83	125	61
126	77		126	61
127	77		127	61
128	78		128	62
129	78		129	62
130	78		130	62
131	79		131	63
132	79		132	63
133	79		133	63
134	80		134	64
135	80		135	64
136	80		136	64
137	81		137	65
138	81		138	65
139	81		139	66
140	81		140	66
141	82		141	67
142	82		142	67
143	82		143	68
144	82		144	68
145	83		145	69
146	83		146	69
147	83		147	69
148	83		148	70
149	84		149	70
150	84		150	70
151	84		151	71
152	84		152	71
153	85		153	71
154	85		154	72
155	85		155	72
156	85		156	72
157	86		157	73
158	86		158	73
159	86		159	74
160	86		160	74
161	87		161	75
162	87		162	75
163	87		163	76
164	87		164	76
165	88		165	77
166	88		166	77
167	88		167	77
168	88		168	78
169	89		169	78
170	89		170	78
171	89		171	79
172	89		172	79
173	90		173	79
174	90		174	80
175	90		175	80
176	90		176	80
177	91		177	81
			<u>178</u>	81
			<u>179</u>	82
			<u>180</u>	82
			<u>181</u>	83
			<u>182</u>	83

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

神戸市人事委員会
委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第11号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年3月人委規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1 医師等支給額表(第6条関係)		別表第1 医師等支給額表(第6条関係)	
期間の区分	支給月額	期間の区分	支給月額
	円		円
16年未満	251,200	16年未満	160,400
16年以上17年未満	248,600	16年以上17年未満	157,800
17年以上18年未満	246,000	17年以上18年未満	155,200
18年以上19年未満	243,400	18年以上19年未満	152,600
19年以上20年未満	240,800	19年以上20年未満	150,000
20年以上21年未満	238,200	20年以上21年未満	147,400
21年以上22年未満	226,200	21年以上22年未満	141,800

22年以上23年未満	214,300
23年以上24年未満	202,300
24年以上25年未満	190,500
25年以上26年未満	178,700
26年以上27年未満	164,300
27年以上28年未満	150,000
28年以上29年未満	135,700
29年以上30年未満	121,400
30年以上31年未満	106,400
31年以上32年未満	91,600
32年以上33年未満	76,400
33年以上34年未満	57,300
34年以上35年未満	38,900

備考 [略]

22年以上23年未満	136,500
23年以上24年未満	130,900
24年以上25年未満	125,500
25年以上26年未満	120,100
26年以上27年未満	112,300
27年以上28年未満	104,400
28年以上29年未満	96,500
29年以上30年未満	88,700
30年以上31年未満	80,200
31年以上32年未満	71,800
32年以上33年未満	63,000
33年以上34年未満	50,400
34年以上35年未満	38,400

備考 [略]

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

保 健 所

保健所訓令甲第2号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長及び担当課長の専決事項） 第3条 [略] 課長及び担当課長共通専決事項 ～保健センター長及び担当課長 （北須磨支所担当）共通専決事項 共通専決事項 [略]	（課長及び担当課長の専決事項） 第3条 [略] 課長及び担当課長共通専決事項 ～保健センター長及び担当課長 （北須磨支所担当）共通専決事項 共通専決事項 [略]

<p><u>保健担当課長共通専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 母子保健法第15条の規定 する届出の受付に関すること。</u></p> <p><u>保健福祉課長共通専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p>	<p><u>健康福祉課長及び保健福祉課長 共通専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p><u>こども家庭支援課長及びこども 支援担当課長共通専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 母子保健法第15条の規定 する届出の受付に関すること。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

